

土木森林環境委員会会議録

日時 平成28年10月3日(月) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後3時12分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 早川 浩
副委員長 山田 七穂
委員 皆川 巖 渡辺 英機 白壁 賢一
塩澤 浩 水岸富美男 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 大久保 勝徳 県土整備部理事 垣下 禎裕
県土整備部理事 三浦 市郎 県土整備部技監 水上 文明
県土整備部技監 細川 淳 総括技術審査監 藤森 克也
県土整備総務課長 中澤 和樹 景観づくり推進室長 長田 泉
建設業対策室長 宮阪 佳彦 用地課長 渡邊 仁
技術管理課長 池谷 和樹 道路整備課長 清水 敬一郎
高速道路推進課長 丸山 裕司 道路管理課長 雨宮 一彦
治水課課長補佐 守屋 修 砂防課長 武藤 敏正
都市計画課長 望月 一良 下水道室長 久保田 一男
建築住宅課長 渡井 攻 住宅対策室長 久保寺 淳
営繕課長 小田切 浩

森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎
森林環境部理事 前沢 喜直 森林環境部次長 笹本 稔
森林環境部次長 石原 啓史 森林環境部技監 小林 均
森林環境総務課長 市川 美季 大気水質保全課長 古屋 敏彦
環境整備課長 村松 稔 みどり自然課長 平塚 幸美
森林整備課長 金子 景一 林業振興課長 桐林 雅樹
県有林課長 山田 秋津 治山林道課長 鷹野 裕司

議題 (付託案件)

- 第84号 山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第86号 山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例廃止の件
- 第87号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第88号 平成28年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第89号 平成28年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第90号 契約締結の件

第92号 権利放棄の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部・森林環境部の順に行うこととし、午前10時04分から午後1時27分まで県土整備部関係、午後1時45分から午後3時12分まで森林環境部関係の審査を行った。(午後0時00分から午後1時00分、午後1時27分から午後1時45分まで休憩をはさんだ)

主な質疑等 県土整備部関係

※第84号 山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑

(立地適正化計画について)

小越委員 この立地適正化計画区域、これを設けている市は、具体的に山梨県内、あるのでしょうか。

渡井建築住宅課長 委員の御質問につきまして、建築部局のほうで事前に協議があつて対応しているものはございません。ただ、国土交通省のホームページを見ますと、全国で約280地区が取り組みを行っているということで、その中に本県では3市入っております、上から山梨市、大月市、笛吹市が具体的に取り組んでいるという状況でございます。

(特定用途誘導地区について)

小越委員 この山梨、大月、笛吹の中で、都市機能誘導区域を設定して、特定用途誘導地区を設定しているのでしょうか。

渡井建築住宅課長 その3市が該当しましたので、うちの担当のほうから確認しましたところ、まだ具体的にエリアを設定して公表しているというようなところはございません。

小越委員 ということは、山梨県ではこのような特定用途誘導地区を設定しないというか、するような予定はないということでしょうか。それはなぜなのでしょう。

渡井建築住宅課長 まずこの制度ですけれども、作成する主体はあくまでも市町村になります。それから、法的には県との協議ということは求められておりません。ただ、建築部局としましては、適用除外というのはできるだけ少なくすべきであるというふうに考えておりますので、今後、市町村からそういう協議、あるいは相談があつたときには、的確に指導してまいりたいと思っております。また、委員の質問についての答えなんです、具体的にまだ市町村が計画をつくっていない状況下なので、今、それを県が、良い悪いの判断、あるいはすべきかどうかという判断はまだついていないという状況でございます。

白壁委員 適用除外はいいことじゃないということ？今、そう聞いたんだけど、そういうことじゃないよね。こういう規制の枠の中で、今のままで行くと公的なものはできないから、これを適用するんだということだよ。この方向で持っていくということだよ。市町村が今から計画を立てて申請していったときには、そういうものがまだ増える可能性もあるよね。例えば甲府市なんか、今、コンパクトをやるようとしている、片や、バスを一生懸命飛ばせという人もいたけども、将来的なものとしてはなるべくコンパクトシティ型に持っていかないと、人口減少社会の中で対応できないんだよね。そうすると、こういう集約型になる。集約型になっていったときには、こういう規制を片方ではかけるけれども、それをやってしまうと中が使えなくなるからこういうものを国が考えていて、今度、それが制定されるから、手数料をつくらなきゃならないということだよ。ちょっとわからないんで説明してください。

渡井建築住宅課長 ただいま白壁委員から具体的なお話がありましたけれども、基本的にそのとおりでございます。ただ、私のほうで申し上げたのが、最初からその設定エリア、先ほどのポンチ絵でもありますとおり、1つの街区の中に設定する行為になりますので、最初から既存の施設で適用除外のものがあるのであれば、仮にそれを外すことができるのであれば、そういった類いのものに対しては適切に指導していきたいというふうに考えております。以上でございます。

討論

小越委員 この特定用途誘導地区は、医療、福祉、教育などの機能を拠点ごとに集約・分散し、交通ネットワークで結ぶ公共施設の統廃合や行政サービスの集約化を推進するコンパクトシティ化だと思っています。先ほどの御説明でも具体的に市町村では考えていないということは、このような方向に行くかどうか、それもこの考え方に疑問があるというふうに私は思います。コンパクトシティは一極集中のピラミッド構造を全国津々浦々までつくろうとするものであり、コンパクトシティ化によるさらなる集約化により疲弊するものであり、この条例には反対いたします。

採決 採決の結果、原案の通り可決すべきものと決定した。

※第87号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(国補の減額について)

小越委員 わからないのでお伺いしたいんですけども、例えば県土の2ページ、国道橋りょう改築費、それから県土5ページ、緊急道路整備修繕費、国補が大きくマイナスになっているんですけども、なぜ国の補助金、国補が減ったのか、教えてください。

清水道路整備課長 毎年、そうなんですけれども、我々としては国に要望額を出していますが、

国で予算がありまして、国の予算がその配分によりまして少なくなる年もあるし、多くくれるときもあるというような状況はあります。以上です。

雨宮道路管理課長 理由は、今、道路整備課長の言ったとおりです。以上です。

小越委員 事業そのものが減らされたのか、それとも積算根拠の金額が、違うからと言ったのか、大きく減らされて県の負担も減るのはあれなんですけれども、例えば整備・修繕費が大きく削られるとなりますと、予定していた修繕が遅くなるのか、いや、それはストップするのか、来年になると、それは公共事業で経済対策と言っていたことですか、安全対策が遅れることとなりますといかがなものかと思うんですけれども、それに対して、この国とのやりとりの中でどのようにしたのか、国は金がないからこれを削るよというだけじゃなくて、ここは通してくれ、ここは欲しいというふうに、そのような交渉をされたんでしょうか。

清水道路整備課長 当然、我々としては必要額を国に要望しております。ただ、その中で、今年度やらなくても、来年度回しでもとかという議論はありまして、できるだけ、今年度、できるものは要望してございますけれども、来年度でもまだ間に合うというものについては、来年度以降に回している部分もございます。

小越委員 それは具体的にどこなんです。どこのところがどういう理由で、ここは来年に回してもいいよと国から言われて削ったのか。とりわけ大きいところが、道路管理課ですか、道路整備費がありますよね。その逆に、緊急街路のところは国のプラスの補正予算で増えているわけですね。下水もそうですけれども。どこがそういうふうに国の考え方であるのか、こちらの交渉の中のところを教えてください。

清水道路整備課長 道路整備課の予算でいきますと、今の国道橋りょう改築費などについては、国道140号の山梨新環状道路の東部区間が主なものになるかと思っておりますけれども、例えば新環状道路につきましても、今、まだ調査設計を行っているところがございます。できるだけ、今、南部区間からつながったところから事業を始めようと思っておりますので、そちら側については満額、できるだけ確保することで、要望しております。それより先、まだ地元の意見とかが固まっていない部分については、設計等についてはまだ来年度でもいいというところについては、ここで減額させていただいております。

白壁委員 金科玉条で、国補決定によるとばかり言っているからこうなるんだよ。だって、この原因をつくっているのは、それは国のほうもあるかもしれないけれども、自分たちで原因をつくっている。どうしてもそうなってしまったところはあってもいいじゃない。あるんだよ。結果は、それで今度は明許に持っていくわけだ。本来から言うと、明許というやつは、予算を組むときに明許繰越であって、そういう場合には事故と言うわけだよ。どこも絶対事故という言い方をしないんだよ。事故繰越というものを絶対やらないんだけど、本来から言うとほんとうはそういうことなんだよ。全てがそこで無駄とは言わないよ。でも、そういうものもあるじゃない。さっきの説明の中にも、用地の云々のとか、なってくればそうなるんだよ。もう少し丁寧にしたほうがいいよ。国補決定によって、それが金科玉条で、これを言えば委員は誰も文句を言わないだろう、質問はないだろうと思っても、やはりこういうふうになるんだもん。だから

ら、部分的に、全ての路線、40何路線全部やりましょうかというわけじゃないけれども、主な路線について、こういうことであつたからこうなりましたということを行ったほうがいいと思うんだよ。どうだろう。そういうもんだと思うんだけど、道路整備課長、さっきから答えているから。どう？そういうふうにしたほうがいいと思うよ。そのほうが懇切丁寧だし、わかりやすいから。みんな、素人の集団じゃない。その素人が、「ああそうなんだ」というふうに思うような形で説明しなきゃだめだと思う。どうですか。

清水道路整備課長 ありがとうございます。我々もできるだけ丁寧な説明を心がけていきたいと思っております。今、委員がおっしゃったとおりで、明許繰越とか、債務負担行為なんかによりまして、そこら辺を流動的に運用している部分は確かにございます。以上です。

白壁委員 事故は。事故繰越の捉え方は。総務課長でもいいよ。

中澤県土整備総務課長 まずは繰越がないのが一番でございます。やはりやむを得ない事情がある場合については、できる限り繰越明許費という形で議会に御説明をした上で繰越をさせていただいている。実際の事故繰越といいますと、ほんとうに年度末になって、雪が降るような場合とか、そういう場合については事故繰越という形で、当然、議会にかける間もない場合もございますので、そういう形で事故繰越のほうは運用をしているという状況でございます。

白壁委員 捉え方が間違っているよ。議会にかけるいとまがないじゃないよ。事故繰越というのは、例えば用地だとか何かの関係でどうしても工事が終わり切れない、年度末に終わるんだけど、そういうことがあるからここで終わらないから翌年度に繰り越しますよ、というもの。明許というのは、そのあかしが明らかになっているということで、例えばもう予算を組む当初の段階から無理ですねというのが明許なんだよ。そうすると、皆さんで言うと、建築だと継続費というやつかな。いろいろな言い方をするんだけど、土木と一般会計と表わし方がまた違う捉え方をしているんだけど、それが明許なんだ。何かあって、原因がこういうことだから事故なんだ。議会にかけるいとまがないから何とかなんて、そんなことはないんだよ。それがいわゆる、予算で言う地方財政法上の用語だよ。でも、土木はずっとそうなんだよね。こういうやり方をずっとやってきている。多分、山梨県が始まってからずっとやっているんじゃないかと思うんだけど、本来だとそういうものということだよ。だから、説明するものはちゃんと説明しておけば、別にそれに対しておかしいじゃないか、これは予算的におかしいよとか、これは間違っているぞなんてことは言わないんだよ。だから、全部言えとは言わないけれども、幾つかは説明をしといたほうがいいよということだよ。そういうことだよ。

中澤県土整備総務課長 御指導ありがとうございます。確かに今回、減額の箇所もございましたし、繰越のものも多うございました。また、今後とも、説明については、例えば代表的な路線を挙げるなどいたしまして、丁寧に御説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

小越委員 続きで、道路管理課の緊急道路整備修繕費、ここも多くマイナスになっているんですけど、先ほどのところはまだやらなくてもいいというふうに国に言われたから、予算計上しておいたけれども、地元説明もしていないのに予算

計上したということ自体がちょっと先走りすぎていたんじゃないかというふうに、それはちょっと公共事業を多く見せるためにやったんじゃないかと思うんですけども、なぜ国がだめだと言ったのかというのを教えていただかないと、どうしてこの事業が不適切なのか、国はそう考えているけれども県は違うという、そこがわからないと、なぜこんな多くのマイナスになったり、プラスになったりするのかわからないんです。

この道路管理課の緊急道路整備修繕費も多くマイナスになっているんです。この課はどういう理由でこうなったんですか。

雨宮道路管理課長 委員の御指摘のように、24路線について、総額5億8,000万円ぐらい減額補正になっているんですけども、個々別には24路線、例えば1,000万ずつ減っていると、そういう状況であります。基本的に橋梁の耐震等々について、うちのほうでも目標を持って整備をしておりますので、ある程度、つけていただきたいというものにつきましては、国のほうに説明をしてつけていただくようになっているんですけども、何で全体的にこれほど減ったかというのは、国にも確認はしていないところです。

小越委員 確認してなくて、国から言われたから、だって、必要で、耐震補強をするべきだというふうに思っているわけだから予算をつけているので、なぜかわからないけれども減らされてきたから仕方ありませんとなると、じゃ、何のために緊急道路の整備をするのか。こちらは事業の意図というか、事業の本質が揺らいでしまうんですよね。そこの交渉結果というか、なぜだめだったのか、いや、ここはつけるとなったという、その基準をやはり国との中で確認していただかないと、大きい予算収入としてはボンと出して何となく削られてしまったというのだと、期待している公共事業のことに、説明がつかなくなってしまうので、もう少し丁寧に説明してください。

雨宮道路管理課長 全体としては、緊急道路修繕費、97カ所存在しております。そのうち、基本的には耐震補強が全体の6割、7割ぐらいになるんですけども、基本的にそれを中心に国のほうには要望しているところでもあります。減額につきましては、基本的には歩道設置等々についての減額が多く、橋梁につきましてはおおむねつけていただいている状況であります。以上です。

小越委員 そうしますと、最初から歩道設置のことは、例えば国のほうではこれは必要ない、これはいいよというふうになるのであれば、公共事業の金額や考え方、あり方そのものを、すぐに考え方を変えていかなきゃならないと思うんですね。その経過を説明していただかないと、必要なものを要望しているのか、いや、あまりこれは国にとっても、全国的にも必要じゃないものを県が要望しているのかということになってしまうので、そこをはっきり説明していただきたいと思います。

(繰越明許費について)

もう1つ、治水課の県土の9のところ、それから県土11のところ、繰越明許の多くというか、県単のところは繰越になっているんです。この間、公共事業で経済対策ということをしてきまして、今回、上半期に8割、9割契約する中では国補がほとんどだと思ってしまうんですけども、この県単のところは、とりわけ小さいというんですか、身近なところが多いいんですけども、県単のところの公共事業を後回しにしてやっているんでしょうか。繰越明許の県単のこ

ろがどんどん繰越が多いのは、これ、なぜなのでしょう。

守屋治水課課長補佐 小越委員の御質問にお答えいたします。県単河川改良性事業費につきまして、9カ所ほど繰越明許費の設定をお願いしているところでありまして、この事象につきましては、9月の下旬ごろにおきまして、工事関係の借地交渉等、用地関係の交渉、並びに関係機関との調整に不測の日数を要しまして、発注が一、二カ月ずれ込むということで、今回、9月で繰越明許費を設定させていただいているものがおおむね全てでございます。

武藤砂防課長 砂防課です。県単分の砂防事業費、県単地すべり対策事業費、あと9件、それぞれ繰越をお願いしているものですが、この事業は、国補採択基準に満たない事業について粛々と事業を進めておりますけれども、これにも用地補償とか物件移転、こういうものがございます。今回の事象につきましては、用地交渉に相当日数を要したものと、進入する際の工事用道路の借地交渉に不測の日数を要したという事象が生じたために、繰越をお願いしているものであります。したがって、特段、県単事業だけ特別後回しということとはございません。以上でございます。

(緊急街路整備費について)

塩澤委員 先ほど小越委員のほうからも話がありましたが、マイナス、マイナスという中で、12ページの緊急街路整備費ですか、ここが大幅に予算がついているということで、この理由というか、先ほど田富町敷島線等の、という話もちょっとあったんですけども、もうちょっと具体的にこの理由を説明いただきたいと思っております。

望月都市計画課長 ただいまの委員の質問にお答えいたします。

ほかの事業もそうなんですけれども、県内道路街路事業につきましては、事業の必要性ですとか緊急性、あるいは地元の状況等を説明するなど、これまでも予算確保に向け、国に対して地道に要望活動を行ってきたところではございますけれども、そのような中、甲斐市の田富町敷島線につきましては、今年度、ある程度、地元の協力体制が整ったことと、あるいはこれから説明いたしますけれども、高畑町昇仙峡線と同じように、地域高規格道路のインターチェンジにアクセスする道路という位置づけの中で、国のほうで優先的に予算づけをしてくださる路線という形で認められたために、例年よりも多くの予算配分を得られたものと捉えております。甲府市の高畑町昇仙峡線につきましては、国が新規事業で地域高規格道路インターチェンジアクセス道路補助制度というものを、平成28年度から新しい事業を立ち上げました。ちょうど高畑町昇仙峡線につきましては、甲府市の千塚の交差点から新山梨環状道路の北部区間、牛句というところへのアクセス道路になるということでこの制度の申請を行いましたところ、こちらのほうが採択を受けることができまして、十分な国費の配分が得られたと。こういったことによって、緊急街路整備費については増額になったというふうに捉えております。

塩澤委員 田富町敷島線ですか、これらは相当地元の議員さんも頑張っていて、長い間の話だと思っておりますが、この中で負担金というのがあると思うんです。これが国補と県債とかというのはプラスになっていて、ここだけマイナス、これはどこからの負担金ということでしょうか。

望月都市計画課長 負担金収入につきましては、今、甲府駅の南口駅前広場の事業をさせていただいておりますけれども、こちらの事業について、甲府市からいただいている負担金でございます。先ほど田富町敷島線や高畑町昇仙峡につきましては、多くの国費の配分を受けられたという御説明をさせていただきましたけれども、この甲府駅前広場につきましては、若干、要望額を下回るような配分という形になっておりまして、そのため、甲府市からいただく負担金についても減額補正をさせていただいているという状況でございます。

塩澤委員 ということは、その整備が若干おくれるというふうに解釈したらいいんでしょうか。それとも、計画どおりだけでもということなんですか。その辺はどうなんですか。

望月都市計画課長 確かにそのような懸念が出てくるわけでございますけれども、不足している事業費につきましては、今、国のほうで審議されております第二次補正予算等の要望を行ったりするなどしまして、事業の進捗に影響のないように、必要額の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

討論 なし

採決 採決の結果、原案の通り可決すべきものと決定した。

※第89号 平成28年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 採決の結果、原案の通り可決すべきものと決定した。

※第90号 契約締結の件

質疑

(住宅建てかえによる家賃額の上昇について)

山田(七)副委員長 建物が新しくなって住環境がよくなるというのは大変素晴らしいことだと思いますけれども、既存の建物というのが、平屋建てとかそういうのがあったと思うんですけれども、大体、公営住宅の平屋建てに住んでいる方というのは、高齢者とか低所得者というのが多いわけですね。そういった中で、建物が新しくなることによって階数が上がっていく、また値段設定が上がっていくというところ辺りに対して、今、住んでいる方々との合意というのはしっかりとできているんでしょうか。

久保寺住宅対策室長 県営住宅の入居者の関係の御質問ですので、住宅対策室よりお答えいたします。

富士見団地の建てかえに当たりまして、御高齢の方等がお住まいになっておりました。まず建てかえに当たりまして家賃等が上がります。これにつきまして

ては、建てかえ前におおむねの概算家賃が上がるということについて御説明をさせていただいております。その段階で、家賃がどうしても上がるということで難しいという方につきましては、周辺の同額の団地の空き家等について、幾つか空き家を政策的にあけておりますので、この部分について御案内をし、御了解をいただいた上で、住みかえという形になりますけれども、住みかえの御案内をしているところです。また、戻られる方、戻り入居と申しますけれども、この方々につきましても、先ほど申しましたように、家賃を御説明した上で入っていただくという対応をしているところでございます。

(太陽光発電設備の設置について)

山田（七）副委員長 もう1点、お伺いします。今、山梨県はエネルギーの地産地消、また建物の省エネ化という形の中で進んでいると思うんですけども、この県営住宅、森林を切り開いて太陽光どうこうというのはまたちょっと別問題なんですけれども、公営住宅の建物の上にこの太陽光を乗せて、その再生エネルギーを使用するとか、建物内の照明をLED化するというところ辺は進めていくべきだと思うんですけども、この建物についてはそういうことはどうなっているのでしょうか。

小田切営繕課長 建物の省エネ性能に対する配慮ということにつきましては、現在、いろいろな法律が決められておまして、当然、それを守っているということなんですが、具体的に今回の建物の中で事例、そういう配慮点を申し上げますと、1つは外壁面の断熱性能を高めるために所定の吹きつけということで、いわゆる断熱材を吹きつけております。それから、窓ガラスにつきましても、いわゆる二重サッシということで、断熱性の高いものを入れております。それから、照明機器類等設備機器類なんですけれども、これについても省エネ性能の高いものを選んでいますが、ただ、各戸の中の照明器具は入られる方が設置されるということですので、共通部分ですとか、本来、いわゆる家主側でやらなければいけない分については、そういった配慮をしながら省エネに努める形で設計は進めてございます。

山田（七）副委員長 太陽光発電設備についてはちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども。

久保寺住宅対策室長 太陽光発電設備の設置ということで、この富士見団地につきましては設置をしてございませんが、この点についての御質問にお答えをいたします。太陽光発電設備ですけれども、県営住宅の住戸内につきましては、入居者負担という形で電気代はお支払いをさせていただいております。太陽光発電を設置する場合、使用できる場所というのは共用部分が考えられます。共用部分につきましては、廊下ですとか街灯の電灯関係、それから受水槽ですとかエレベーターの動力関係が想定されますけれども、電灯関係については、夜、使用することになります。また、太陽光発電というのは動力には、エレベーター等には使えないということになりますので、太陽光を設置した場合、使う部分というのが非常に限られて、入居者メリット等もないということで、売電が主になるかと思っております。そうした点から、本団地につきましても設置をしていないという状況でございます。

山田（七）副委員長 わかりました。

白壁委員 もう1回、教えて。太陽光発電をすると入居者にメリットがない？入居者は、

太陽光発電をすることによって、家賃いわゆる支払い分を下げることもできるよね。それは決まりがあるからそれ以上、下げられないというものもあるかもしれないけれども、入居者にメリットがないということ？

久保寺住宅対策室長 メリットが非常に少ないということで、本来ですと電灯ですとか街灯ですとか、多くの部分にお使いいただくことによってメリットが多く生じるわけですけれども、蓄電設備というのを設けない限り、夜間使えるというメリットが非常に少ないということで、御説明をさせていただきました。

白壁委員 今、東京都のマンションも、自分のところで水素発電を持っていたり、蓄電池を持っていて、なるべくそこで起こしたものの電池はため込んで、今度、マンションの中で電気代の負担を少しでも抑えるというやり方をやるんだよね。建物の中の地産地消もやったりしているの。山梨県は特に、せつかく地産地消なんて言っていたんだから、そういうものをやったほうがいいんじゃないの。というか、今もほかの建物でやっているよね。空きのあるところは屋根に乗けましょと、公共の建築物はやっているよね。そういうものを考えたほうがいいんだけど、それは経費と「B b y C」的な発想で、それを乗っけるよりも乗っけないほうが、家賃の関係もあるし、一定の補助率があるから、ルール分を超えていく分についてはこれだけアップしてくるから、この中で抑えなきゃならないから、そういうふうになっているんだと言えば、それも仕方ないねというんだけど。

それと、今、サッシは何て言った？

小田切営繕課長 二重ペアガラス。

白壁委員 今、二重サッシって言わなかった？

小田切営繕課長 済みません、ペアガラス。

白壁委員 プロがそれじゃ困るじゃん。二重サッシじゃないよ。ペアガラスだよ。あと、吹きつけて言ったけれども、断熱の吹きつけて何？ウレタンの吹きつけを内側からして、G Lで張っているってこと？

小田切営繕課長 申しわけございません、ちょっと説明が誤りました。今、委員御指摘のように、開口部につきましては、いわゆるガラスが二重になったペアガラスということです。申しわけございません。言葉を言い間違えました。外壁の内側に吹きつけているものにつきましても、これはウレタン等の断熱材を所定の厚さ吹きつけて、外壁面の断熱性能を高めているということでございます。

(入居者の住みかえについて)

白壁委員 今、これで72戸ですね。その既存の地域に住んでいる人、ここ、場所がよくわからないんだけど、今、そこには平屋があったって言ったね。そこには70数名分、前後の方々がそこに住んでいたということかな。

久保寺住宅対策室長 既存ということで、既存建物につきましては7棟100戸ございました。建てかえにつきましては2棟88戸を、すみません、既存棟が16戸ありまして、今回の建物が72戸という形になります。建てかえ後は、合計で2棟で88戸になる状況であります。

白壁委員　　よくわからないんですけども、後ろのこの既存建物というのは、これ、建てかえるということ？これは潰して駐車場にするということね。

小田切営繕課長　配置図のほうをごらんいただきまして、先ほど住宅対策室長のほうから御説明がありましたように、この事業に着手する前に7棟ございまして、見づらいですけれども、実はこの敷地のちょうど右側の町営住宅ということが書いてありまして、そのさらに横、さらに右側に飛び地みたいな形で富士見団地というのがございます。この中に入れ切れなくて申しわけなかったんですが、2つの敷地、間の町営住宅、ちょうど90号議案と書いてあるその少し下の町営住宅と書いてあるその字のところを挟みまして東西に2敷地あって、その2敷地の中に事業着手前に7棟100戸がございました。今回、最終的には、こちらの西側の敷地、この絵の中の敷地ですけれども、こちらが1棟72戸、それから、済みません、表示できなかったそのさらに東側の敷地に既存1棟16戸がございまして、富士見団地という概念で言いますと2棟88戸になります。こちらの配置図の敷地の中で申し上げますと、先ほど御説明させていただいたように、今の工事の段階では既存の3号館、5号館がございまして、工事中はこちらの建物にまだお住まいの方がいらっしゃいます。この方々に、建物が完成した暁には移っていただくということになりますので、移っていただいた後、こちらのほうを潰しまして、最終的にこの部分については、緑地ないしは駐車場ということで整備をしていきたいという計画でございます。

白壁委員　　要は何でそれを聞いているかというのと、ここに住んでいる人たちが、家賃が今と同じで新しいところへ住んでもらえれば喜んでもらえるわね。県民福祉の向上だ。家賃が上がるのかどうなのか、わからないけれども。ここで住んでいる人たちが、ほかへ行かずにこの新しいところに住めるのが一番ベストだよ。それが足りるのか、どうなのかなど思っただけなんです。そうすると、100に対して88ということは、10人ぐらい少ないんですけども、大体、ほぼクリアできるよということだ。それを聞きたいのよ。

久保寺住宅対策室長　入居前の入居者の皆様につきましては、団地内と近隣に、同じ町内に三珠団地、それから付近にも団地があるわけですけども、そうしたところに移転をしていただいております。具体的には、20戸の方に移転をしていただきまして、富士見団地内が11名、隣の三珠団地に5世帯、ほか4世帯は近隣の団地に移転をしていただいているところでございます。

白壁委員　　今のこの建てかえのために既存に入っていた人たちをどう振り分けたのかなと聞いているんじゃないかと、ここにいる人たちがこれで足りませんかということも聞いているんですよ。この人たちがクリアできるんだねと。それと、今から山梨県というのは人口の減少社会の中で行くわけであるから、そこら辺も考えているんですかということと、1DK？1DKと2Dと3Dで設定しているけれども、そういう調査も全てやって、大体、こういうところのこういう人たちがこういうところに入りたいね、そうすると私たちは2DKだよ、Lがないからだめだよとか、3Dだよとか、だから、こういう振り分けにして、30だとか20幾つだとか10幾つにしたよという理由も教えてもらいたいな。

久保寺住宅対策室長　まず、建てかえに伴いましては、近隣の団地を政策空き家という形で空き家を設定し、そこに移転できるような形で空き家を確保して、入居先につい

ては配慮をしているところがございます。次に、1DK、2DK、3DKというタイプでございますけれども、1人世帯、単身世帯、それから2人世帯、ファミリー世帯という形で、現在の入居者の状況を勘案しますとともに、将来的な単身も増えているという状況を踏まえまして戸数設定をし、供給をしているところがございます。

(長寿命化計画について)

白壁委員

質問がわかってないね。だから、当然、そんなの、建てかえるときは、そこにいる人たちは、何かどこかで受け皿をつくっているに決まっているんだから、それを聞いているわけじゃなくて、これからこのところが新しくなったときに、また空き家をつくっちゃ困るし、そこにいる人たちが足りなくなっても困るわけだ。だから、88だとか100戸の人たちで、これで足りるんでしょうかということ聞いているわけだよ。建てかえのときの仮住居の話なんか、当然、やっていると思うよ。それを聞いているわけじゃない。大体、今からこれをやっていくと、何年ぐらいもたせるつもりでいるんですか。今度、長寿命化の計画もあるだろうね。何年置きにどういう計画でどういう改修をして、これ、どのぐらいもたせる予定でいるんですか。

久保寺住宅対策室長 まず長寿命化計画に基づきまして、建てかえと全面的なリニューアルというものを実施しております。建てかえにつきましては、現在の住宅の品質の確保等に関する法律、品確法によりまして、90年間、建物をもたせる予定です。それから、全面的なリニューアルを行いまして、長寿命化を図った建物につきましては、将来的に70年以上もたせる計画としているところがございます。

白壁委員

質問をあまりよくわかってきていないね。そういういわゆるリニューアルの計画はどういうふうに立てているんですか。例えば10年後にはこういうことをしましょう、あれしましょう。ガルバリウムなんていうのは、もっても15年ぐらいしかもたないよね。設備が、例えばピンホールが来ると、多分、こういったところが、キュービクルがあると思うから、そうすると、その近くはやられちゃうからね。そうすると、もって30年かな。そういうものを、全部考えていって、外壁はリシンと言ったよね。何でタイルにしないんだろうね。これ、また足場をかけながら大規模な、数千万、億近い金がかかる。リニューアルの計画をずっと立てていくわけだ。それが70年もたせるような計画になっているということね。そういうことだね。そういう計画をしっかりと立ててあるんでしょうねということ。

久保寺住宅対策室長 長寿命化計画につきましては、建てかえというものと全面的改善ということで、全面的改善につきましては40年ぐらいで行いまして、その後、30年程度で70年以上もたせるということです。その間におきましては、やはり計画的な修繕というものが必要になります。御指摘にございましたような外壁の改修、屋上の防水等につきましても、その後、20年間に一度程度、それから、風呂釜の交換等につきましても、合わせて同様の20年間程度で交換等の設備機器の更新をしていくという計画的修繕を盛り込んでおります。

白壁委員

その修繕計画というのはあるんですよね。この建物の修繕計画、今、これ、防水ないよ。ガルバだもん。ガルバというのは、鉄に銅が35%前後入った合金のことをガルバリウム合金というんだ。だから、普通のいわゆるトタンみた

いなもんだね。あれはさびるんだけれども、ガルバというのはさびないんだよ。厚みは、多分、コンマ35だと思うね。でいって、いいともって15年だね。20年もつかどうかだ。防水じゃないからね。防水っていうのは10年ぐらいしかもたないから、コーキングと同じだから。ということは、そういうものを考えていって、この建物の改修計画というのをずっと立てていると思うんだね。維持保全するための、そういうものをちゃんと立てていますかということなんです。そうすると、この建物が何年で、今、70年とか90年の品確法の関係があるからそうなんだって、これ、ちゃんと立てているかどうかと聞きたいのよ。それから、計画性を持たなければ、景気のいい時代みたいに、だめになったら壊してしまえじゃないじゃないですか。これを維持保全するためにはどうするんだという、こういうものをしっかり計画を立てていくべきだけれども、立てているんですかということを知っているんですよ。もうちょっとわかる人、答えてくれないかな。

久保寺住宅対策室長 説明が不足しておりまして大変申しわけございません。建てかえをした建物につきましても、同様に計画的修繕、同じ長寿命化計画、築後90年という形になりますけれども、この間にやはり外壁の改修等につきましても計画的に設置をし、維持管理をしていくこととしております。

小田切営繕課長 今、計画については住宅対策室長のほうから説明があったわけなんですけれども、仕様について少し補足的に御説明させていただきます。今回、委員御指摘のようにガルバリウム鋼板ということで、これについては、通常のトタン屋根に比べまして、アルミと亜鉛の合金ということでメッキをしておりますので、もちがそれよりはいいだろうと。今回、コンマ8ミリということで、そういう意味では仕様も少し上げております。ちなみに、県営住宅の場合には、70年ということで、一応、国の補助金のほうの話もございますので、そういったものも見据えながらやっているということでございます。外壁については可とう形のリシンということで、いわゆる弾性リシンというものでございますが、こちらについては、現在、昭和40年代、50年代の古い建物の改修もしておりますけれども、大体40年前後ぐらいのところまで吹きかえをしているということの中で、それと横並びでの仕様ということで考えてございます。以上でございます。

討論 なし

採決 採決の結果、原案の通り可決すべきものと決定した。

※所管事項

(落石防護柵の整備について)

水岸委員 県管理道路の防災対策について質問をさせていただきます。島根県では、今年5月4日の痛ましい落石事故がありました。8月末に賠償金1億円で御遺族と島根県の間で和解がなされたとの報道がありましたが、県道甲府昇仙峡線、荒川にかかる金石橋北1キロ付近は落石の常襲地帯であります。前後は落石防止ネットがあるものの、なぜか150メートルぐらいはネットが途切れております。8月から9月にかけても落石があり、道路反対側の看板を直撃してい

ます。この道路は、秩父多摩甲斐国立公園、昇仙峡に通じるとても重要な観光道路であります。間もなく紅葉シーズン、観光シーズンがやってまいります、多くの観光バス、自家用車が通過しますから、落石があつて車を直撃し、多くの死傷者が出てからでは遅いと思います。島根県の例もあります、かけがえない人の命をお金で償うことは、本来ならば償い切れないし、とても大変なことだと思ひます。県民の生命、財産、観光客の安心安全を図るために、一刻も早く、ほかも含め、危険地域の準備、拡充を図るべきと考えますが、御所見を伺ひます。

雨宮道路管理課長 今、委員御指摘のことなんですけれども、まず今年の4月14日に地元の自治会から、金石橋の上流1キロの地点で落石があつたという報告を受けたところであります。4月19日から落石の発生源や発生原因を事務所によって調べました。調べたんですが、実際にどこから落ちた石だったかということは発見できなかったというのが実情であります。何回かあるということ自治体の方から受けましたので、とりあえず道路に注意喚起の看板を設置をしました。その後、幾つかの石の調査をしまして、9月末にその浮き石の除去を終わったところであります。今後は、10月中旬から本格的に仮設の防護柵を設置して安全に努めていきたい。その後、道路パトロールによる監視を続ける中で、本格的な落石対策工事の検討をしていきたいと考えております。以上です。

水岸委員 何で150メートルの間だけをやっていないのか、その辺を教えてください。

雨宮道路管理課長 本会議の中でも御説明をしたんですけれども、県が把握している危険箇所ということで、1,655カ所、その中には含まれていなかったというのが大きな原因でなかったかと思ひます。今後は、そういうところも含めてパトロールの強化に努めていきたいと考えております。以上です。

(公共事業の発注状況について)

渡辺(英)委員 知事の説明にも補正でありましたけれども、私のメイン課題というか、県土整備部の公共工事を早期に発注というようなこと、これには我々もいろいろな心配もしているわけなんですけれども、発注状況というのは県土整備部としてはどうですか。どの辺までいっていますか？

中澤県土整備総務課長 この前倒しの執行ということでございます。9月末現在の最終的な数字を、今、集計中でございますが、県土整備部としては、8月末現在の契約率は62.5%でございます。これに9月発注分を加えますと、上半期の契約率は80%を超える見込みと考えております。

渡辺(英)委員 上半期で80%ということになると、やはり下半期は工事というのが少し薄くなるのかなと、こういう心配もするんですね。そこで、補正というようなことが視野に入ってくるわけなんですけれども、先ほども三角(マイナス)補正が多くて、予定された工事が実際には執行されていない、こういう現状を踏まえた中で、4日、明日あたり、衆議院の第二次補正予算が正規に通過する、こういう状況の中で、今月半ばごろには参議院にきつと送付されるんでしょう。そうしてくると、国の補正予算に対して県の動きというものが非常に大事になってくるわけなんですけれども、今議会では間に合わない。そうしたことを考えたときに、県がこれからどのような動きをしたらいいのか、ちゃんとした、いろ

いろな対策を練っていかないと、補正に対してアプローチしていけないんじゃないかなと、その辺の動きはどうなんですか。

中澤県土整備総務課長 御指摘のとおり、下半期の事業量の確保という点で、6月議会のときから知事も申し上げておりますけれども、国に対して補正予算のお願いをしていく。当然、この9月に至るまで、いろいろな形で要望をさせていただいております。また、まさに国のほうで、今、御審議をいただいているという中で、国の予算成立後に、県としても補正予算を議会に御提出をして御審議をいただくことになろうかと思っております。当然、それに向けまして、事務レベルでの予算編成作業、準備、これを十分に進めますとともに、議会で御議決いただいた後に、さまざまな設計ですとか積算ですとか、そういったものの前倒しですとか、関係機関への調整の準備など、そういった形を十分にとって、速やかに発注ができるように努めてまいりたいと考えております。

渡辺（英）委員 最後に、速やかに発注という、この考え方は当然のことだと思うんですけども、さっきも三角補正があったというようなことの中で、補正予算が国で成立したから山梨県にちゃんと全部来るなんていうことはなかなか難しい。だから、国を説得するだけの準備、こうしたことも全部、怠りなくしておかなければならないし、時期的に考えて、12月で成立するわけですから、来年に入って補正予算のいよいよ執行の時期が来るということで、時期的に集中的になるのかなという思いもあるんですが、その辺の対策をちゃんとしっかりして、まごつかないように受け入れ体制をしておかないと困るわね。この辺も、今、関係機関といろいろな話をしてということですけども、やはり建設業界に対しても、そうしたこともちゃんと話をして、準備等もしていかなきゃならないと思うんですけども、その対応についてもちゃんとしていけるのか、考え方を伺いたいと思います。

中澤県土整備総務課長 十分な準備をとということで、まず国土交通省とも具体的に要望の箇所等、先ほど当初で十分な配分が得られなかったような地区とか、そういったところを何とか補正でという話はさせていただいて、準備を整えている。あとは、御議決の後に速やかに発注できるような体制というのは、県土整備部としても十分に準備を進めてまいります。

渡辺（英）委員 お願いします。

（甲府駅南口ロータリーの安全対策について）

山田（七）副委員長 甲府駅の南口のロータリーについてお伺いいたします。もらった完成図を見ますと、今のこの駅前の公共交通ロータリーと山交の間に共用スペースができる。そこに人が集まって、いろいろなイベントを催したりするという中で、今、山交の向こう側から来て、山交の前を通過して平和通りに抜けるクラックの道があるんですけども、あの道は残る。これを見ますと、「横断防止対策として、歩行者の安全対策と景観に考慮し、ポールドと鎖による横断防止施設」という形で、ポールみたいなのが立っていて、多分、鎖が入っていくと思うんですけども、将来的にこんなことが絶対あってはいけないと思うんですけども、今、脱法ドラッグにしても、急に運転中の病気など、山交の北側の道からこの公共スペースに対して車が突っ込んだ場合に、もしここに人が集まっていた場合、非常に危ないと思うんですね。そういった中で、安全対策とこの景観というのはものすごく難しいところがあるんですけども、やはり何かのと

きの安全対策というのは、ものすごく重要なことだと思うんですけども、このカーブというか、この道路に対しての安全対策というのをどのように考えているのか、お伺いいたします。

望月都市計画課長 現在の設計では、今、委員御指摘のとおり、平和通りと山交百貨店北側の市道を結ぶ広場内の道路には、歩車道境界に横断防止柵を設けるだけの計画となっております。しかしながら、委員御指摘のとおり、昨今は危険運転や高齢者による運転操作ミス等、想定外の暴走による事故が多発していることも事実でございます。したがって、このような暴走車の発生もあり得ることを想定しまして、利便性、デザイン性と合わせて、安全性能確保にも努めてまいりたいと考えております。具体的には、委員御指摘の山交百貨店北側の市道、東から進んでくる車に対しまして、車道への視認性の高い区画線の設置ですとか、あるいは簡単に動かない、ちょっと大型の固定されたフラワーポットの設置、これは植栽を併用したという形で考えていきたいと思っているんですけども、こういったものの検討を、現在、させていただいているところでございまして、安全対策についても配慮してまいりたいと考えているところでございます。

山田（七）副委員長 駅前ですので大惨事にならないような安全対策を、ぜひともしっかりとしていただきたいと思っております。
(工事箇所の渋滞対策について)

次に国道411号線城東Ⅱ期バイパスの件についてですけれども、工期はいつまででしょうか。

清水道路整備課長 城東Ⅱ期バイパスですけれども、砂田橋の南で工事をやっているかと思っております。その工事は9月26日から始まりまして、来年の5月31日までの工期となっております。

山田（七）副委員長 山梨学院大学のほうから来る道、また善光寺の方から入る道、青沼方面から入ってくる道という辺りで、今、ものすごく渋滞している。そして、車の通行、車を運転する人もそうですけれども、あの辺の住宅街の人たちが、渋滞の緩和を何とかしてもらえないかと。うまいような迂回路をつくってあげるとか、看板を見に行っただけですけれども、今、朝8時から5時までの工事になっているんですけれども、朝8時の通勤時間帯をうまく避けて、もうちょっと時間帯をずらすとか、これはお金がかかるかもしれないんですけども、夜間工事にするとか。今、警備をしている人たちが、自分の感覚で赤にしたり、青にしたりという、こういうふうにしているんですね。そこら辺で、経験でうまく交通の量を見ながらやっていると思うんですけども、その辺もうまく効率的にできないものか、お伺いいたします。

清水道路整備課長 砂田橋の南の交差点の工事ですけれども、実際には今の現道を1メートルぐらい上げて、砂田橋という濁川にかかっている橋があるんですが、そこにタッチしやすくというか、高さを合わせていくような工事になりますので、現道を1メートル上げるといことは、今、現道を通しながらにすると、工事の時間をずらしたにしても、必ず片側交互通行というような、物理的にそんなことになってしまいます。委員御指摘のとおり、夜間工事とかということもあるんですが、あそこら辺は、人家も密集しているものですから、夜間に工事することとは非常に難しいことかなと思っております。それと、交通誘導員です

けれども、交通誘導員がその場でたまってきたら車を流すというようなことをやっていると思いますので、多くの誘導員を配置していますので、どちらかというと、信号よりは誘導員を配置してやったほうが交通は流れてくれるんだというふうには思っております。
以上です。

山田（七）副委員長 いろいろな状況の中で交通渋滞の緩和というのはものすごく難しいことだとは思いますが、住民の方、また通勤、通学する方は大変困難していますので、ぜひともうまい方法を見つけながら、渋滞の緩和をよろしく願います。

清水道路整備課長 我々も新聞などで公告して、できるだけ皆さんに周知して広域的な迂回をお願いしているところでありますし、我々ができることは、できるだけ工期、早めに工事を完成させて、早い交通開放ということを目指していきたいと思っております。以上です。

（都市計画道路の整備状況について）

皆川委員 都市計画道路についてですけれども、本県、都市計画道路の整備状況は非常に悪いというか、整備率が大変低いと伺っていますけれども、大ざっぱな質問であるけれども、大体、現在の整備状況をちょっと説明してもらいたい。

望月都市計画課長 本県の都市計画道路は、12の都市計画区域に約200路線ございます。その延長は約500キロメートルに及びます。このうち、現在、整備が終わっているのは約300キロメートル、全体の6割程度という形になっているのが実情でございます。

皆川委員 この6割というのは、認識としては整備率が低いと考えるんですか。

望月都市計画課長 全国平均と比べますと、低いという状況でございます。はっきり申し上げまして、整備率からいいますと、全国で46番目というふうなことでございます。

皆川委員 大変低いですね。それに対して、おそらく県は都市計画ガイドラインの見直しをやっているんじゃないかと思うんですけれども、この未整備路線の必要のないか、あるかというのは、検証はどういう形で、見直しという形でやっているんでしょう。ちょっと教えてください。

望月都市計画課長 県では、平成18年度に都市計画道路見直しガイドラインというものを策定いたしまして、市町村に対しまして見直しの実施を促してまいりました。この結果、平成26年度に甲府市、平成27年度に韮崎市内の都市計画道路の見直しを行ったところでございます。甲府市においては、幅員の縮小ですとか、線形の変更を行うとともに、5路線、約11キロメートルを廃止いたしました。韮崎市におきましては、6路線、約3キロメートルを廃止したところでございます。現在は、富士吉田市、笛吹市、甲州市において見直し作業が進められている状況でございます。今後も他の市町村に対しましても、見直しに向けた取り組みを促していきたいというふうに考えているところでございます。

皆川委員 では、結構甲府市あたりは廃止とか変更とか、進んでいるということですか、

具体的に。

望月都市計画課長 甲府市におきましては、第1回目の見直しとして、平成26年度に市内全体の都市計画道路について検討を行いまして、先ほど申し上げましたような5路線11キロメートルを廃止したという状況でございます。

皆川委員 廃止するのはいいんですけれども、私がなぜこんなことを言うかということ、実は本会議で、今回、甲府城の周辺地域の活性化基本計画というのが出ましたね。この場合、どうしても大型観光バスが甲府の中心街に入ってくないと活性化しないんです。そういう意味で、大型観光バスが入れるようにするためには、どうしても都市計画道路というものをしっかりやってもらわないと、なかなか難しいんじゃないかと思っておりますので、そういう市内にスムーズに入れるような、活用できるような道路をつくるために、変更とか、要らないものは廃止しちゃう、中心にバスが入れるような、そういうものを積極的に変更していくとか、そういうことは考えていますか。

望月都市計画課長 まず、都市計画道路の見直しについてでございますけれども、見直しに当たりましては、都市計画決定から20年以上が経過しておりまして、なおかつ未整備区間を含む路線について、通勤、通学、買い物などの日常生活における必要性、あるいは道路ネットワークにおける代替路線の有無などを検証して、変更や廃止の判断を行ってきているというところでございますが、委員御指摘の大型観光バスの市内中心部へのスムーズな誘導ということについても重要だとは考えておりまして、これのために、現在、中央道や新山梨環状道路と市内中心部を結ぶアクセス道路を軸に道路ネットワークの形成を図ることが有効であると考え、県と市が連携しまして、幾つかの事業を進めている状況でございます。例として申し上げますと、新山梨環状道路の東部区間と甲府市中心部をつなぎます、先ほどもちょっと国道411号というところと重複している部分もあるんですけれども、和戸町竜王線という都市計画道路、それから、先ほどもちょっと御説明させていただきましたけれども、北部区間と中心部をつなぐ一翼を担います都市計画道路の高畑町昇仙峡線などの整備に取り組んでいるところでございます。また、中長期的には、今後、検討されていきます市内の駐車場計画と連携した街路への取り組みということも重要だというふうには考えているところでございます。

皆川委員 大体わかったんですけれども、全国で一番ぐらい整備率が低いということ、これやはり金がないからじゃないか、予算がないからということだと思うんですけれども、今言ったように不必要なものは計画に残しておく必要はないんだから、それはどんどん廃止してもらってもいいし、また必要なものは既存のものを変更して、幅を広くしたり、大型観光バスが入れるようにしてもらったりして、とにかく中心市街地が、今、非常に疲弊していますので、それにアクセス道路をしっかりつくっていただければありがたいと思います。

望月都市計画課長 委員の御意見を十分に参考にさせていただきますして、甲府市と連携を図る中で今後も取り組みを進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

(中部横断自動車道の供用開始の遅れについて)

小越委員 数点お伺いします。まず初め、中部横断道のことでございますけれども、中部横断道、今回、供用がおくれるということで通知があり、知事からもコメントがあった

んですけれども、県とすると、この中部横断道供用がおくれるという情報は、いつどうやってどこから入ったんでしょうか。

丸山高速道路推進課長 今のところ、国のほうの発表によりますと、いろいろ工事等で難工事が進んでいたりということで、全体工程については精査中ということでございまして、まだ現時点では工期がおくれるとかということは伺っておりません。

小越委員 工期がおくれるということは伺っていないということですが、供用がおくれるという情報が入ったのはいつなんですか。発表があった直前じゃなくて、工事の状況を見てもっと前から、このまま来年、供用ができるとは思えないような状況だったと思うんですけれども、どこからいつごろこれが、この前のおくれるという状況が入ったのか、それをまず聞きたいんですけれども。

丸山高速道路推進課長 今回の国交省から具体的に工程精査中という話が出たのは、8月19日に連絡調整会議という、沿線の自治体と事業者である国土交通省とNEXCO中日本の会議があったんですが、その中で事業者のほうからお話があったということでございます。

小越委員 8月19日に。来年度中に供用開始だと思って私たちも待っていたんですけれども、この時期になって、突然、その話は、県がそこまで、周りからいろいろな情報を得ますと、無理だろうという話が前からあったとは思いますが、そこまで知らなかったのかなというのが1つ。それから、この間、中部横断道のこのことについて県の負担があったと思うんですね。前の横内知事が少しお金を減らすということであったんですけれども、今まで幾ら県がこのためにお金を、県負担金があったと思うんですけれども、幾ら出したのか、まず教えてください。

丸山高速道路推進課長 今年度までの負担金ということでございますが、まことに申しわけありませんが、今、手元に資料がございませんので、またこれにつきましては、後ほど、数字をお答えしたいと思います。

(休 憩)

丸山高速道路推進課長 先ほどの小越委員の御質問に対する答えですが、平成27年度まで決算しております、それまでの事業費が約1,277億円でございます。そのうちの県負担額ですが、約233億円でございます。

小越委員 午前中に8月19日の連絡調整会議で初めて聞いたと回答がありました。それで、今までかかったのが1,277億の事業費の233億の県の負担金だと。知事のコメントにもあるんですけれども、これから工程の精査に加え、事業費についてもということなんですけれども、これから工程の精査を加えていく中で、今、233億出していますけれども、県の負担が増える可能性はあるんでしょうか。それはどのくらいと見越しているんでしょうか。

丸山高速道路推進課長 難工事ということで増額の要因が発生していることは事実ですので、今後、事業費が増えるということは否定できないとは思いますが、ただ、現段

階ではまだ精査が終わっていないということでございますので、事業費についても早急に精査を行い、早期に提示するように、現在求めているというところでございます。

小越委員 金額はともかく、払うことが発生する、県の負担金があるということなんでしょうか。

丸山高速道路推進課長 これから事業費がもし仮に増えてくれば、そういう可能性は否定できないと思います。

小越委員 いただいた資料によりますと、全30トンネルで発生している難工事所、かなりのところが黒丸がついております。トンネルが30あるうち、幾つか工事は着手しているけれども、全部、採掘が終わっているわけではない。トンネル30本のうち全てに工事着手している。でも、約3割が採掘未了だと。全然、ほとんど半分も掘っていないところがありますし、橋梁が58橋のうち38橋が未完成というふうにいただいた資料に載っております。そこで崩落したり、湧水、重金属はほとんど出ていますので、開通する時期は未定というよりも、かなり大変なのかなというふうに思っています。県の感触として、今後の見通し、29年は六郷・増穂は通すとしても、その向こうですね。そこはどのぐらいを想定しているのか。工期の短縮に努めて努力するようにお願いすると言っていますが、2年とか1年とか5年とか10年とか、そういう幅で構いませんので、どのぐらいを見越しているんでしょうか。

丸山高速道路推進課長 委員おっしゃるとおり、今、トンネル工事等で難工事、工程が遅れているということでございまして、全体工程については、今、精査中ということでございます。事業費についても、今、精査中ということでございますが、平成29年度までの開通ということでございますが、これについては、今現在、国土交通省で工程を精査中ということですので、現段階では、県としても国交省の発表を待つという段階でございます。

小越委員 中部横断道が開通するというので、その周辺の開発ですとか周辺整備、それに伴って観光客の誘客ですとか、県とするとそこをやってきたわけですね。それで、29年、ようやく来るんだというときに、半年前になって「やはり無理です」、「いつできるかわかりません」と。そして、233億円のほかにこれからかなりの工事がたくさん想定されている中では、もっと県の負担が増える可能性は大だと思います。その中で、県として、「はい、わかりました」というふうに済まないと思うんですね。この間、29年にできると見て見越していたのが、経済効果も含めて、これからの地域活性のところも含めておくれてしまっていることについて、国に対して、中日本に対してどのようにこれから対応していこうとしているんですか。そして、これはもうもしかしたらもっと前から県はつかんでいたんじゃないかと思うんですけれども、8月のときにはもうこんなに資料が来て、トンネルができていないということはかなり県がわかっていたんじゃないか。それで、そのままにしておいたんじゃないかという気がするんですけれども、いかがですか。

丸山高速道路推進課長 県が事業者から報告を受けたのが8月の連絡調整会議ということでございます。現段階では、工程と事業費についても精査中ということでございます。当然、開通ということについては、今後、発表があると思いますが、で

きるだけ早くそこら辺について示していただけるよう、国交省のほうにお願いしている段階でございます。

小越委員

遅くなったから「ごめんなさい」というふうに、それでいいのかどうか、もっと初めから、もう大分前からつかんでいたのであれば、もっと早く手を打っていただかなかつたら、29年に来ると思っで見越していたいろいろな準備のところの後手後手に回ってしまい、この間、10年、5年になったときに、観光客の誘致も含めて、その開発の考え方がまた変わってしまうんですね。このことは、国に対して、中日本に対して、しっかりとどうしてこうなったのか、どうしてもっと早く教えてくれなかったのか、ぜひ追求していただきたいとお思います。

(道路区画線について)

次に白線の問題です。本会議、それから常任委員会、6月議会のときにもお聞きしました。県管理の区画線のところですがけれども、消えている区画線が3,700キロのうち残っている300キロ、本会議の答弁でも、今年と来年度中に完了させるというふうに御答弁がありましたけれども、6月議会のときには、毎年、4～5,000万円の予算で、それで約80キロ分しかないと言ったんですけれども、あと300キロを80で割ると、今年と来年でどうやって終わらせるのか、補正予算をとるのか、そこを教えてください。

雨宮道路管理課長

この前の委員会のときに、予算上4,000万円から5,000万円ということをお伝えしたところであります。そのときに、メーター当たりの単価が500円ということで、単純に計算すると80キロから100キロメートルということで、おおむね、多分、100キロぐらいは当初予算で計上できるのではないかなと考えているところであります。

あとは、現実に消えているところがありますので、緊急の業務委託等とか舗装補修、追加の予算等を踏まえる中で、約50キロぐらいやっていきたいと考えているところであります。以上です。

小越委員

そのときも、たしか2年前の大雪のときのまま100キロ放置したままだということを確認したんですけれども、そもそも4～5,000万円で、1メーター500円で100キロしたとしても、毎年、必ず更新せねばならないと思うんですね。これで工事が終わったから、これからやらなくていいというものじゃなくて、毎年、消えていくし、もし大雪が降ればまた出てくるわけです。そもそもの予算が少ないんじゃないでしょうか。この予算を、経常経費をもう少し、せめて2倍ぐらいとるようにしないと、毎年、繰越で消えている路線がどんどんふえていくんじゃないかと思うんですけれども、予算を2倍ぐらいとるという方向に変えるべきじゃないでしょうか。いかがですか。

雨宮道路管理課長

委員御指摘のとおり、うちのほうでも限られた予算の中で橋梁補修、先ほどもありました防災等をやらなきゃいけませんので、優先順位をつけて、白線のほうにも精力的にやっていきたいと思っております。以上です。

(道路の危険箇所について)

小越委員

そうですね、ぜひ予算をとっていただきたいです。先ほどお話がありました防災道路の話です。本会議のときにも、先ほど水岸議員からもありましたけれども、1,655カ所のうち、残りが平成31年までに20カ所ある。この長

寿命化計画にも、平成31年目標20カ所になっています。だけど、本会議のときに言いましたけれども、残り30はいつどうやってやるのか。51カ所残っているけれども、平成31年20カ所、残り30あるんですね。平成23年に調査したやつで、5年たってもこれからまだ30も残っているとすると、それはいつまでにどうやって完了させるんでしょうか。

雨宮道路管理課長 社会資本整備重点計画においては、39年度までに残りの30カ所、そうはいいまして、危険な箇所もありますので、早期にやっていきたいと考えているところであります。
以上です。

小越委員 39ということは、23年に調査して15年かかってやるわけですね。さっきもありましたけれども、水岸議員の質問の中で、それはこの1,655に入っていない箇所だったと。次から次へとやはり自然摩耗というか、自然に落ちてくる、この天気のことも含めて、どんどん必要なものが増えていくわけですね。だったら、ここにも予算をとらなきゃいけないと思っています。
(河川管理・改修について)

もう1つ、本会議でも質問させていただきました河川管理です。いただいた資料によりますと、県の維持修繕費の予算、県単修繕費はほぼ前年並みで4億6,000万ぐらいですけれども、市町村とか自治体の方から寄せられた要望の大体毎年6割ぐらいしか実施されていないと聞いております。草刈り、立木の伐採、しゅんせつ、護岸補修とあるんですけれども、大体1割ぐらい、草刈り、木を伐採してほしいが3割ぐらいしゅんせつが3割、残りが護岸補修ですけれども、この4つの項目の中で、大体、どれもこれも6割ぐらいしか、要望に応えられていないんでしょうか。

守屋治水課課長補佐 小越委員の御質問にお答えいたします。河川管理の維持修繕につきましては、市町村、自治体等からも強く要望をいただいているところでございまして、要望箇所につきましては、必ず現地のほうを精査し、緊急度、危険性等を勘案しまして、要望に対応しているところでございます。御指摘のとおり、おおむね要望に対しては6割程度は実施できているのかなとは理解しております。要望内容も多岐にわたっておりますので、緊急性が高く治水上の安全が保たれない箇所については、早期に対応するという形で対応させていただいているところでございます。

小越委員 緊急性というよりも、予算の関係で後回しになったり、隔年になったりしているんじゃないの。私の近所のところの河川の草刈り、しゅんせつ含めて、隔年でやってくれと要望があっても、今年、奇数年はここだ、偶数年はここだ、予算がないから毎年できませんというふうにずっと聞いております。それは毎回そうなんですけれども、例えば今日もこのようにたくさん雨が降っております。河川の増水が非常に心配です。本会議のときにも、例えば福祉医療機関で浸水想定地域にある箇所が240カ所ぐらいあると話がありました。河川改修のところ、先ほどの補正予算のところでもしたけれども、減額されたりとかしております。河川改修は、県の資料によると、大体、目的に対して、今、52%ぐらい河川改修整備率があると聞いているんですけれども、この河川の改修の整備というのは、例えば時間雨量何ミリとか、何年に一度の雨、そういう想定で、どのぐらいを想定しているんでしょうか。

守屋治水課課長補佐 小越議員の御質問にお答えします。県の河川改修につきましては、河川の重要度と、あと民地側の資産の集積ぐあいによりまして、整備修繕が異なっております。荒川のような大河川につきましては、80年に1回発生し得る確率で整備を行っております。具体的に言いますと、濁川等につきましては50年に1回程度等の確率での整備を行っております。河川の重要度等を勘案しながら、各河川に応じた整備目標を持って整備のほうは行っております。

小越委員 といいますと、この目標値、平成31年までは58.7%というのは、今、持っている50年、80年ということに対して、河川整備は平成31年に58%、平成38か9には100%河川改修は終わるという予定なんですか。

守屋治水課課長補佐 小越議員の質問にお答えいたします。河川の整備率につきましては、表示の整備率の算定根拠が概ね10年確率程度です。10年に1回程度の確率の降雨に対して河積を有している区間を整備済みとして整備率というものを算定しております。おおむねその整備率の捉え方は非常に難しいのですが、そのような関係で、随時、目標に向け整備を進めているところでございます。

小越委員 今、こういう雨の降り方をしますので、100年に一遍の雨というのが、何年に一遍と出てくるわけですね。時間雨量50ミリというのが頻りに各地で出ています。山梨県だけ50ミリが1回もないというわけではないと思いますし、先日も、私の近所のところでも避難準備情報が出されました。結構、これしか降っていないのにとというぐらいでも避難準備情報が出ます。皆さん、心配だと思っただけですね。河川改修が進んでいかない、草刈りや立木やしゅんせつも6割しかやっていただけないとなると、非常に心配なんです。地震もですけども、今、この大雨の浸水というところの避難のところ、非常に皆さん、関心を持っていますし、頻度としては高いんだと思うんです。その中で、実際にありました福祉や医療機関のところ、15.8%、240カ所、浸水の危険性のあるところにあるという中では、先ほどありました管理道路の防災点検、平成23年度やっていますけれども、護岸についても、浸水についても総点検をして、どこが危ないのか、それはどうやって直すのか、浸水も、急にふえてきますので、そういうのをつくって皆さんに資料をお見せするようにして、計画をつくっていくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

守屋治水課課長補佐 小越議員の御質問にお答えいたします。先ほど御指摘の浸水想定区域内の要援護者施設の数でございますけれども、本会議の答弁の中でも240とお答えしております。私どもの基準での想定数は269でございます。浸水想定区域は、県内の河川のうち洪水予報河川と水位情報周知河川というのがございまして、その浸水エリアを浸水想定区域図として、その中に位置する要援護者施設につきましては、水防法上の規定によりまして、施設名と所在地が地域防災計画に明記されるということになっております。地域防災計画に明示された施設につきましては、市町村が連絡体制の確立、避難誘導等について取り決めるということになりますけれども、そこら辺につきましては、市町村と連携を図りながら、要援護者の方が的確に避難ができるように努めてまいりたいと考えております。

小越委員 ぜひとも総点検していただきたいと思うんです。このままほっといて、また岩手のような事故になってもらっては困ると思いますので。それで、先ほどの

補正予算のときにも、先ほど渡辺委員からありましたけれども、公共事業で国に補正予算をぜひ出してくれという話がありました。同じ河川の関係で、土砂災害のところが、砂防関係のところが大変心配です。山梨県は、この砂防関係のところが予算が減っております。いただきました「山梨の砂防」のこのところを見ますと、砂防関係事業費は、ピークに比べまして約半分ぐらいに減っております。それも、例えば国の補助がついている砂防関係事業費が減っていく中では、今回の補正予算で、この砂防関係の、国の補助金含めてのここをふやすように要望したらいかかと思うんですが、いかがでしょうか。

武藤砂防課長 委員のおっしゃられるとおり、砂防関係事業費、10年前の約半分という形に推移しております。このためハード対策を進める中で、今回の補正予算につきましても、要望しているところでございます。また、合わせて、ハード対策のみならずソフト対策、この辺にも力を入れているところです。以上でございます。

小越委員 砂防関係のところではいきますと、国のところが平成17年に比べて約半分というか、国の補助金は半分近くになっていますね。県単のところも減っているんですけども、この雨が降る中で公共事業でまず最初にやってもらいたいのは、やはり安全と安心の話だと思う。考え方をお聞きしたいんですけども、先ほど補正予算のところでは聞いたときに、国の補助金がなぜ減らされているのかという答弁の中で、例えばそのところは住民との合意ができていないのに予算を計上したから、それはカットされた。それから、先ほどの修繕の中では、橋の耐震化にはほぼ100%来たけれども、歩道のところはカットされた。そうなりますと、県が要求している公共事業というのは、ほんとうに今、必要なものを、私たちが一番身近な安全安心のところを要望しているのか、ちょっと先ほどの話を聞いて疑問に思ったんです。国の考え方と県の考え方が違うのか、県が要望しているものに対して、国は、いや、それは必要ない、これは早過ぎる、もっと違うのを出せ、そういう話はあるんでしょうか。

武藤砂防課長 砂防課所管の事業費につきましては、県としましては、それなりに全て必要だという形の中で要望させていただいておりますけれども、国の査定の中で、優先順位、いろいろな形の中で削られているという状況だと思慮しております。以上です。

(予算の考え方について)

小越委員 県の全体の考え方を聞きたいんです。先ほどの道路のところだと、まだ住民合意が説明されていないところを計上していたから、それは国がカットしてきた。そうしますと、公共事業の考え方そのものを、今度の補正予算、国から出てくるものに、何を県が一番先に手を挙げて国補を取りたいと思っているのか、そこを聞きたいんです。私は、修理や修繕や安全のところにはまず最初に手を挙げて、そこをやるべきだと思うんです。いつ開くかわからない道の話ですか、そこも必要かもしれませんが、今、困っている河川管理やこの砂防のところ、修繕のところ、耐震化、進んでいません。そこにこそ先に、まず公共事業を振りかえるべきだと思うんですけども、砂防だけじゃなく、全体の公共事業のその考え方をお聞きしたいです。お答えしてください。

大久保県土整備部長 本会議の小越委員の再質問にもお答えしましたが、安全安心という観点でいくと、維持補修も、当然ございますが、孤立化防止とか、歩道の整備もそ

うなんです、県土整備部の関係は、かなりの部分で安全安心に直結しているんだらうと思っております。その中でどれを優先的にやっていくかということなんです、どれか1つということではなくて、ある程度、全体のバランスを考えながらやっていく必要があると思っております。そういう観点から、例えば今回の補正予算についても各課のほうでいろいろな現場の状況等を勘案して要望をしていくんですが、当然、国のほうは国のほうとしても、これ、国策という部分もありますから、どういうテーマについて今回は補正予算を組みますというふうに、メニューがある程度示されます。ですから、そのメニューにのっとった形で、ある程度、私どもも要望していく。個々の箇所については、今、ある程度、交付金といたしまして、全体を、ある程度パツ的に、例えば県のこの地域に、ここはやりたいという計画に基づいて、1カ所幾らということではなく、エリアで各地域で計画をつくりまして、そこへ予算配分をするような、ある程度、地域の考え方を重んじていただいてやっているの、結構、県のほうの配分の裁量というの若干あります。総額的に、やはり全国でかなり要望が多いわけですから、その中でなかなか各県、どこもやはり強靱化とか、そういうものに力を入れていますので、どうしても予算の獲得が厳しい中でやっております。そういった上で、維持管理費についても全体のバランスを見ながらやっていくわけでございますが、基本的に維持費というのは県単独事業でございまして、これは国の補助金の対象にはならない、最低でも修繕以上ということになっておりますので、そのような県単独費で対応していくしかないの、その辺は県の県単独費と国の公共事業、その辺のまた配分を、やはりバランスの中でやっていくという状況でございます。いずれにしても、今回の補正につきましても私どもはできるだけ早めに動いたつもりでいるんですが、働きかけは十分やりながら、国とも調整して、ぜひお願いをするところはお願いをしていると。あとは、その結果を見ながら、また優先順位を見ながら配分をしようと思っております。以上でございます。

小越委員

そうしますと、国の誘導的なものがあって、メニューがあって、そこに手を挙げていくと。本来、一番県がやりたいと思っている修理修繕は県単で、そこがほとんどだと。先ほど補正予算のときに、県単のところは後回しになっているんじゃないか、そういうことはないと言っていましたけれども、やはり県単のところをどうやって確保するか。そうしたら、国の補助金があっても手を挙げなくて、いや、国がやっているところに手を挙げてしまうと、逆に県の負担金も必要になってくるわけですね。だから、ほんとうの公共事業は何が必要なのか、国に対してももっと言ってもらいたい。メニューの中で、使えるものは維持管理に回せるように、使えるようにしてもらいたい。県単、修繕費のところも国からちゃんとお金が出るように、そういうことも含めて要望していただかないと、国のメニューのままにいくと、公共事業でボンと膨れるんだけど、必要な修理修繕が後回しになるようなことになってしまっただけで困りますので、それは私たちも、国会でもまたやっていきたいと思っておりますけれども、ぜひともそこはお願いしたいと思っております。以上です。

大久保県土整備部長 維持修繕という言葉が主のこともあるんですけども、維持と修繕は違ひまして、維持というのは、例えば側溝にたまった泥をとるとか、そういったものは維持でして、側溝自体を直すのは修繕ということで、物を直す修繕については補助金が認められていますが、側溝の泥上げとか、あるいは草刈り、そういったものは維持という言葉で言われていまして、それは今のところ基本的

には補助対象になっていない。そういうはっきりした縛りがございまして、私ども、修繕以上のものについては国に対して要望しております。以上でございます。

主な質疑等 森林環境部関係

※第86号 山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例廃止の件

質疑 なし

討論 なし

採決 採決の結果、原案の通り可決すべきものと決定した。

※第87号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(県民の森健康保養施設改修費について)

水岸委員 説明書の林の5ページの「臨」、県民の森健康保養施設改修費について伺います。この施設のどのようなところを改修するのか、まず伺います。

山田県有林課長 ただいまの委員の質問にお答えします。改修する施設につきましては、森林科学館、分室、あと伊奈ヶ湖の湖畔にございますあずまや、木製デッキ、それと山頂付近にアヤマ平というところがありますが、その避難小屋などでありまして。また、林間広場にありまして老朽化したあずまやなどの撤去をすることとしております。

水岸委員 幾つかの改修を行うようですが、どのような内容の改修を行うのか、教えてください。

山田県有林課長 改修につきましては、利用者の安全確保や施設の機能維持のために必要な工事を行うこととしております。具体的に申し上げますと、森林科学館のトイレの改修でありますとか、分室の外壁の修繕、あずまや、木製デッキの防腐処理、避難小屋の基礎の部分の修繕等を計画しているところです。

水岸委員 改修の内容はわかりましたけれども、県民の森は保健休養施設以外に広大な森林が存在することから、この森林の管理が重要だと思いますけれども、今後、県民の森エリア全体の森林をどのように管理していくのか、最後に伺います。

山田県有林課長 県民の森全体の森林の管理につきましては、希少植物の保全に配慮するなどの適切な森林整備に努めてまいりたいと考えています。それと、裸山山頂などの眺望ポイントにおいて、おもてなしの森林景観創出事業による眺望の確保を目的とした樹木の伐採などを行いまして、県民の森の活用に向けて取り組んで

まいりたいと考えています。

(水政策ビジョン推進事業費について)

山田(七)副委員長 水政策ビジョン推進事業費の育水やまなし推進事業費についてお伺いします。この山梨の水に関しては、ブランドとしてどんどん売り出していただきたいと思っているんですけども、今の説明で、寄附金によって事業を執行していくという話を聞いたんですけども、来年度以降、寄附金がもしもらえなかったら、これはやらないということですか。そういう意味じゃないですか。

市川森林環境総務課長 今の時点では、まだ来年度の寄附の予定というのをはっきりしていないんですけども、私どもとしては、継続して寄附がいただけるように働きかけはしていきたいというふうに思っております。

山田(七)副委員長 当然、その努力をしていただきたいとは思いますが、もし得られなかった場合、この事業はやらない、そういう事業になるということですか。

市川森林環境総務課長 水ブランド戦略を策定いたしまして、息の長い取り組みをしていくということで進めておりますので、仮に寄附金がもし得られなかったとしても、水ブランド戦略というのは推進していくことになると考えております。

山田(七)副委員長 よろしくお祈りします。

(林業公社借入金償還金について)

小越委員 森の3ページの林業公社借入金償還金についてお伺いします。金融機関からの借入金を一括償還することで、金融機関は甲府信金と政策金融公庫と聞いておりますが、それぞれ幾らずつなんでしょうか。

金子森林整備課長 日本政策金融公庫が48億6,200万円、甲府信用金庫が13億2,700万円となっております。

小越委員 これはいつから県がその2つのところに借り入れを、債務保証をされている、何年から始まっているんでしょうか。

金子森林整備課長 これは公社の設立のとき、昭和40年からということですか。

小越委員 昭和40年からで、よくわからないんですけども、利子というものはついているんでしょうか。

金子森林整備課長 借入金ですので、当然利子がついてございます。

小越委員 それはそれぞれお幾らで、何%なのか。40年からその利息の割合は変わらずきているのか。利息の率と、13億と48億の中に含まれているのか、別なのか、そこを教えてください。

金子森林整備課長 まず、利率ですが、長い間に景気変動によってかなり変わってしまっていて、一番高いときに6%以上というときもありました。低いところでは、数%、1%とか2%という、最近のところではあります。利息なんですけど、基本的に利息につきましては、毎回、約定に従ってお返しをしております、返す原資とし

て県の貸付金なども使っているところがございます。ですから、最後に損失補償をするときというのは、経過利息、要するに7月15日に申し立てを行っておりますので、その申し立てを行って以降の利息、いわゆる元金も利息も返せない状態になっていますので、その部分の利息、7月15日までの経過利息が、両方あわせて約3,800万円余です。その後、7月16日から3月31日までと見込んでおりますが、このときの利息が6,600万円余ということでこれらを含んでおります。

小越委員 すみません、3,800万と6,600万を足して1億、ざっとの利息で1億ということですか。

金子森林整備課長 そのとおりでございます。

小越委員 利息が1億もつくということで、昭和40年から、多いときに6%の利息、今回、それが1億ということになりまして、そもそも政策金融公庫、48億と金額が大きいんですね。この林業公社を進めてきたのが国の政策であり、政策金融公庫というか、国に近い公的なところの金融機関だと思うんですけども、県は債権を放棄するという中で、この2つの金融機関にも放棄してくれと。とりわけ政策金融公庫は進めてきた側でありますし、そのような交渉は、何回、誰とどのように行ってどういう回答があったのか、教えてください。

金子森林整備課長 日本政策金融公庫、甲府信用金庫に対しては、当然のように県と損失契約は結ばれていますが、債権について一部放棄していただけないかというお話は繰り返し行ってはいるんですが、滋賀県におきまして、特定調停で、一度、大阪地裁で協議の場が持たれたことがございまして、その折にも応じていただけないということでした。そのようなことですので、農林部門の責任者の方とお会いをしてお願いをしたところですが、やはりこれは全国全てにおいて適用できないし、法的にも、県が損失補償契約を結んでいますので、それをほごにすることはできないということで、そのところは合意しなかったという次第でございます。

小越委員 そうはいつでも一緒に、とりわけ政策金融公庫は進めてきた側で、債権放棄をする、できなくても寄附をするとか、そのような姿勢というのをやはり追及していただかないと、県は債権放棄するのに、信金や金融公庫に60億ぐらいボンと出るわけですね。それは県民の負担なわけですね。私は、ここについては県民は納得しないと思いますし、金融機関にもさらに交渉していただきまして、債権放棄がダメならば寄附していただくとか、いろいろなことを含めて金融機関にも責任をとっていただく、貸し手責任ということもありますし、そのような方法をこれからとるべきだと思うんですけども、いかがですか。

金子森林整備課長 今後、各金融機関とは裁判所の監督のもと、再生計画ということで、債権処理についての検討は進めていくところです。しかしながら、何度も申し上げて申しわけありませんが、損失補償契約という契約は非常に重いものでございまして、それが融資の条件になっている。その条件というのは、もし林業公社が返済できない場合は県がかわって返済しなければいけない、そういう契約でございますので、かなり難しいものだというふうに考えております。

渡辺（英）委員 林業公社がいよいよ廃止ということで、長年の経緯がそこにあるわけでござ

います。5年前に廃止計画ができた。私も昨年の代表質問のときに、分収林のこの事業の継承はどうするんだということで、県が引き受けて進んでいくということで、それはそれでいいと思うんですけども、今、利息の問題も出たり、いろいろ小越さんから質問がありましたけれども、一番県民が納得いかないというのが、何で県が返すのか、大多数の県民は全く責任がない林業公社の借金を返さなきゃならないのか。このことについて、もう一度、詳しい説明をしてもらいたいなと思うんです。

金子森林整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。日本政策金融公庫及び甲府信用金庫からの林業公社の融資に当たりまして、県との損失補償契約が貸し付け条件ということになってございまして、これを締結しているところであります。このため、公社が自己資金で返済できない債務について、損失補償契約に基づき、県が債務を承継せざるを得ないというような事情でございまして、以上でございます。

渡辺（英）委員 それは行政の皆さんだったらわかるかわからないけれども、一般の人にはなかなか理解できない。なぜそこまで県が補償しなければならないか、こういう問題が残るわけです。しかし、今、補償契約があったということであれば、それはそれで私どもとしては納得をするわけですけども、さっき説明の中で、返済の財源、第三セクター何とか債という話がありました。第三セクター改革推進債という、正式にはそういう名前ですけども、この第三セク債というのはどういうものなのか、どういう性質なのか、その辺について説明をお願いします。

金子森林整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。第三セクター等改革推進債は、土地開発公社ですとか、あるいは林業公社、こういった経営が悪化した第三セクター等の抜本的、集中的改革を促進するために、国が地方税法の一部改正を行いまして、平成21年度に措置された地方債であります。基本、償還期間が10年間とされておりまして、償還利息の約半額が特別交付税で措置をされます。この三セク債の発行期限は、当初、平成25年までとされておりましたが、平成28年度まで延長をされましたので、これで今回の債務処理への活用が可能になったというところでございます。以上でございます。

渡辺（英）委員 お話を聞いていれば非常に有利なような雰囲気が伝わってくるんですけども、具体的に、どの程度、県民にとって負担が軽減されるのか、その辺は数字とかは出ていますか。

金子森林整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。公庫と甲府信用組合の借入金は今平成67年までが約定の期間ですので、それまで39年間、当初の約定どおりに償還した場合の利息が約12億6,700万円ということになります。これに対しまして、第三セクター債を活用した場合、償還期間が10年になるということ、そして、利率も現在の相場ということになりますので、約3,100万円ほどの利払いになると見込んでおります。このうち1,500万円が特別交付税措置されますので、実質的な利子負担は1,600万円程度と見込まれるところです。これ、差し引きますと、約12億5,100万円程度の縮減を見込んでいるところであります。

渡辺（英）委員 非常に有利だなという思いが伝わってきます。林業公社廃止ということについては、県民にとっては大変な思いがあるかと思いますが、これ以上、負担を増やさない、こういうつもりで、これからしっかり取り組んでもらいたいということをお願いして終わります。

討論

小越委員 県民が納得するとは思えません。とりわけ政策金融公庫が進めてきたところ、48億の債務負担を県民のお金で払うということには納得いきません。これからも交渉していただきまして、債権放棄、また寄附も含めてやっていくべきだと思いますので、この林業公社借入金償還金について、反対します。

白壁委員 いずれにしてもこれはもともと消費するものであって、このままやっていったら地主に相当迷惑がかかるということは、ここで、三セク債については3年前にいろいろあったね。そのときにこれを使わなければ間に合わないということだったからやったんだけど、今の現状からするとそれを使わなきゃならないということと、これをやらなければさらなる県民負担もかかるし、地主にもかかるということでありますから、この際はこれを使って償還するべきだということで賛成討論とします。

採決 採決の結果、原案の通り可決すべきものと決定した。

※第88号 平成28年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 採決の結果、原案の通り可決すべきものと決定した。

※第92号 権利放棄の件

質疑

(森林資産額について)

渡辺（英）委員 さっきの引き続きということですが、ここに実際の放棄額は公社森林資産額を差し引いたということで書いてあるんですけども、この公社森林資産額というのをどのように算定するの。

金子森林整備課長 森林資産額につきましては、総務省が損失補償債務等にかかる一般会計等負担見込額の算定に関する基準といったものを設けておりますので、これに基づきまして、分収林事業が終了する平成112年までの収支を算出しまして、これを現在価値に割り戻して評価額を算定しております。この割り戻しというのは、収入が入るまでの間、資金を運用したとして現在額に割り戻す、そういったものでございまして、例えば50年後に手に入る100万円の収入を現在

の価値に割り戻すと59万円ほどということになります。以上でございます。

渡辺（英）委員 よくわからないな。

白壁委員 よくわからない。資産って何って言うてるんだから、そこの立木の資産しかないじゃん。それを言ってくれなきゃだめだ。資産って何って言うてるんだから。

渡辺（英）委員 資産の額を聞いているんだよね。

白壁委員 割り戻しなんて聞いていないから。

渡辺（英）委員 だから、これについては非常に流動性もあるということだね。それで、この上のほうに民事再生法に基づき裁判所によって認可された再生計画によって消滅する債権額とも出ているんだけど、この再生計画はどういうことなのかな。説明をお願いします。

金子森林整備課長 ここにございます再生計画と申しますのは、民事再生手続の中で、再生する事業の承継者、誰が承継するかですとか承継の方法、そして、債務の弁済額、さらに残余負債にかかる債務免除額を定めたものでございまして、裁判所の認可を受けることにより効力を発するというものでございます。

白壁委員 要は、民事再生というやつは、法人じゃなくて個人で引き継ぐんだわ。そのときに、裁判所にかけるときには、例えば「銀行がこれだけ貸しています」と言ったら、あなた「銀行これだけゼロにしろ」とか、業者がいて「仕事をやっていました」、「あんたのところの払う予定だけれども、3%しか払わないよ」とか、それを決めといて、その後、裁判所へこういう形で申請しますと申したら、裁判所が正味資産を計算をして、確かにここが民事を再生できるかどうかというやつをそこで裁判所が決定するんだわ。それで成立するんだよ。そういう話をちゃんとしてくれないと、難しい話を、何かよくわからないような話をするから、みんながわからないんだ。そういう話をちゃんとしないと。どう？間違っていたら言って。

早川委員長 執行部に申し上げます。答弁は簡潔明瞭をお願いします。

金子森林整備課長 白壁委員のおっしゃるとおりでございまして、そのような内容でございます。

白壁委員 どう？そういうことでしょうか。

金子森林整備課長 そのとおりでございます。

渡辺（英）委員 裁判所が進める計画ということはわかりました。あと、手順とかスケジュールとか、これも大事になってくるわね。その辺はどうですか。

金子森林整備課長 先ほど白壁委員からもありましたように、現在、公社の資産調査、森林資産の評価、これが裁判所で行われているところであります。近日中にその結果が示される予定ですので、それに基づきまして、今月中旬に再生計画案を裁判

所に提出をしたいと考えてございます。その後、12月中下旬ごろになろうかと思うんですが、債権者であります県と日本政策金融公庫、甲府信用金庫の3者による債権者集会在開催をされまして、そこで再生計画案が合意されれば、先ほどのような裁判所の審査を経て、明年1月中下旬ごろに裁判所から再生計画の認可決定が受けられるという見込みでございます。

白壁委員 さっきのやつの交渉をもう一度するの。そういうことなの。

渡辺（英）委員 スムーズに解決するには、今言った債権者、あるいは地主だとか金融機関、こうしたところの協議をしっかりとっていかなくちゃならないということで、県が主導になってやっていかなくちゃいけないと思うんです。その辺はちゃんとしてもらいたいな。お願いというか、要望で終わりたいと思いますけれども。

早川委員長 答弁はよろしいですか。

渡辺（英）委員 答弁、できたらしてください。

金子森林整備課長 しっかり一つずつ段階を踏みながら協議を進めて、スケジュールに沿った対応ができるように努めていきたいと考えております。

渡辺（英）委員 お願いします。

（民事再生に至る経緯について）

小越委員 先ほど渡辺委員の話もありましたけれども、そもそもこのように至ってしまった経過、誰がどうしてこうなったかというのを県民にもっとわかりやすく説明するべきだと思うんですけれども、昭和40年のときにはいけいけでやっていたわけですね。それが、昭和50年代のころから輸入木材が入って、木材単価がガンと下がって予定どおりいけなくなりました。それはどうしてなのかということをやはり県民には言いませんと、これ、やはり納得しないと思うんですけれども、いかがですか。

金子森林整備課長 そもそも公社が設立をしました昭和40年代というのは、国産材の木材価格が上昇傾向にありましたので、採算性を十分確保できて主伐が開始されれば、その販売収入により借入金、債務を完済できるものと、このように見込まれておりました。

しかし、小越委員もおっしゃるように、昭和55年以降の国産材価格の長期的な低迷ですとか、あるいは労働単価の上昇、これで必要経費も上昇したということで、伐採収入では森林整備に要した借入金の償還の見通しが立たない状況となったところでございます。民事再生申し立てのときの知事のコメントにもございますように、こうした国が進めてきたビジネスモデルが崩壊した結果、本県をはじめ全国に43林業公社が設立されたわけですが、そのいずれもが行き詰まったというような事情でございます。以上でございます。

小越委員 これは国の責任であり、それでもうかったところは、ハウスメーカーであったりとか、もっと違うところにあるかと思うんです。それで、先ほどの194億のうち47億を引いて148億円程度になるという話がありましたけれども、県民の負担は148億足す先ほどの金融機関にやる61億でしたっけ、そ

れを足せばそれでよしとなるんですか。ほかにもあるんじゃないですか。

金子森林整備課長 すみません、質問の意味がちょっとわかりづかったんですが、とりあえず今回の議会にお願いをしている案件といたしましては、金融機関への一括償還の経費、そして、県の貸付金にかかる債権放棄ということになりまして、その後、この公社の行っていた分収林事業は県が引き継ぐこととなります。県が引き継いだ後には、県有林と一体的に管理をいたしまして、収益を上げて、少しでも県民負担を低減する方向で生かしていきたい、分収林事業を進めていきたいというふうに考えております。
以上でございます。

小越委員 ということは、分収林収支はどのくらいになるというふうにお見込みなんでしょうか。

金子森林整備課長 分収林の収支につきましては、今、試算している状態で、47億円で分収林を代物弁済として手に入れたとした場合に、平成112年までに80億円程度の利益を上げていきたいというふうに考えております。
以上です。

小越委員 今から平成100何年で47億が80億って、2倍ちょっとしかふえないってことですよ。それもどうか、これから輸入木材がもっとふえてくるようになりますと、80億ぐらいがほんとうに見込めるかどうか疑問ですし、その数字そのものも、これしかないかと思うんですけれども、先ほどのときもありましたが、債権放棄は県民の理解が得られないと同時に、その148億のほかに改革期間中の補助金が入っていたり、金融機関の償還費62億、3億ありますね。それを足すと大体230億ぐらいあると思うんですね。それは、土地開発公社、住宅供給公社がありましたけれども、例を見ないぐらいの金額を県民が払わなきゃならなくなるので、私はこれは県民には、ほんとうに国に対してしっかり話をするのと、それによってもうかったところにしっかり話をして払うように、そこも含めて言わないと納得しないと思います。以上です。

金子森林整備課長 今、御指摘をいただきましたように、債権放棄、そして金融機関への償還金に加えまして、この改革期間中、金融機関への償還金ですとか、公社のこの5年間の運営費につきましては補助金として支出をしております。これも加えますと、県の負担額は230億円余ということになりますが、そこから県移行後の事業収支、今、見込んでおります80億円を差し引きますと、トータルで150億円余の県民負担となります。先ほど来申し上げていますような、県移管後の分収林経営を、ほかの県にはない県有林という森林経営のノウハウをもった県が行うことで、こういった収益の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

討論

小越委員 先ほどの補正予算と同じですけれども、県民の理解が得られないということと、県民負担額が一時的にも230億円になる。その後、分収林収支も少し定かでなく、県民負担は上がる可能性もありますので、このことについては国に対してしっかりと物を言うべきことも含めて、これには反対です。

白壁委員

今、国も挙げて日本国内の木材の需要を上げよう、CLTをつくろう、少しでも外国からの輸入木材よりも安いものを何とかしようとか、林業加速化もやったり、いろいろやっている。あと、何十年後、わからないけれども、そのときの相場がよくわからないんだよね。ただ、今までやってきたいいわゆる県有林の関係のところこれから面倒見ていけば、例えば200年後のスギをつくらうなんてやっていたり、価値のあるものが出てくる可能性もある。その方向で努力していかなければ、そもそもこれをやったというのは、当時、林業公社を解体しようといったときの議論にまた戻っているんだわ。そのときには皆さんで、このまま行ったら県民に相当な負担にかかってしまう、何とかしなきゃならん、でもこのままほっぽるとしてもよかったの。でも、当時の横内知事とか、深沢林務長とか、中楯部長とかが、これは将来に県民の負担を押しつけるわけにいかないとって大なたを振った。結果は、今、こういう形で民事再生をかけることによって有利な形の三セク債も使えるとなると、うまくそうやって収益を上げてもらえれば、金利も少しは向こうからもらえるし、それだけの収益からその部分を返済していったら、今は一時的にお金が必要かもしれないけれども、将来的にはそれでペイできる可能性もある。だから、その方向に努力していくということが一番重要なことなんだ。今から平成100何十年はよくわからん。だけど、国もその方向に行っていることは間違いないということで、今、ここでやらなければ、今、借りている、分取契約している地主の皆さんも困る。だめだって言うんだったら、この話をもとに戻すしかないんだよ。でも、そうはいかない。だから、ここはここでやるしかないから、これからの努力を期待して、賛成討論とします。

採決

採決の結果、原案の通り可決すべきものと決定した。

※所管事項

(大月バイオマス発電事業について)

小越委員

1点、お伺いします。先日、読売新聞に出ました大月のバイオマス発電所の記事です。私もこれを見て驚愕してびっくりしているんですけども、木質チップ工場が頓挫というふうに大きな見出しがありまして心配しているところです。木質チップ工場を大林組さんがつくらず、市の協議会で設立する方向だという記事なんですけれども、事の経過がもしわかりましたらまず教えてください。

桐林林業振興課長

ただいまの小越議員の質問にお答えいたします。9月30日の読売新聞に報道されました木質チップ工場の関係であります。この計画につきましては、平成22年、まず地元説明会があったところであります。その時点におきましては、チップ工場も整備するという図面となっていたところであります。一方、このときの計画者につきましては、新エネルギー開発という会社が主体となっております。平成27年4月に新エネルギー開発から大林組が大月バイオマス発電株式会社の株式を100%購入しまして子会社にしたというところであります。大林組の計画そのものにつきましては、もともと木質チップ工場をつくるという計画は持っておりません。まして、関東周辺からの間伐材、また県内調達における間伐材、また剪定枝といったものを調達するという計画で、それらを木質チップ化したものを購入調達するという計画でありました。以上であります。

小越委員　　そうしますと、最初から大林組さん、今回のバイオマス発電所とは別に、木質チップのことは関係なくやっていたということですね。それで、これをつくるに当たっても、県が絡んでいます環境影響評価審議会にこの建設に当たっての審議が出ているんですけれども、そこはあくまでこの発電所のみであって、チップ工場については環境影響評価審議会の対象外であったということでしょうか。

古屋大気水質保全課長　もともとその部分については、今おっしゃったようにチップ工場のほうではなくて、バイオマス発電施設についての環境影響評価をしております。以上です。

小越委員　　この環境影響評価の中にもいろいろな御意見がたくさん出ておまして、大気のこと、水のこと、いろいろしているんですけれども、一つ、私が気になって心配している、バイオマス発電所。使用燃料について確認したいんですけれども、使える燃料は生木のチップ、それと皮ですね。ということで、建築廃材とか補助燃料として化石燃料がまじる可能性はないと解釈してよろしいでしょうか。これは、100%、使う木材、燃料は木ということで、建築廃材は入らないということで確認できるのでしょうか。

古屋大気水質保全課長　今、私どもで聞いている範囲は、剪定枝だとかそういう生木をチップにしたものを使うということで、事業計画のほうは聞いております。

小越委員　　そこが大変心配だということも聞いております。それで、このところによりますと、年間約15から16万トンの燃料を調達する。剪定枝が約80%、未利用間伐材、一般木材20%というふうに大林さんのホームページに載っているんですけれども、さて、これはどこから来るのですか。どこからこの燃料は、県内から来るのか、大月から来るのか、県外から来るのか、県外のどこから来るのか、教えてください。

桐林林業振興課長　今までの大林組との説明協議の中におきましては、県内調達及び関東近県からの公園等の剪定枝、その前に山梨県内及び関東近県の間伐材等、それから、関東の公園等の剪定枝を持ってきたいという話であります。以上であります。

小越委員　　それはどのくらいの比率で、県内が8割、9割なのか、それとも隣に木質チップ工場をつくらないことになりまして、県内で8割、9割調達するのか、先ほどの関東近県が8割、9割なのか。木質チップ工場がそこにつくらないわけですから、最初からつくらないということであればどうなっているのでしょうか。

桐林林業振興課長　全体で16万トン、先ほど小越議員のほうから16万トンというお話がありましたけれども、その中におきまして、ざっとであります、切り上げで6万トンほどが県内、県外が10万トンほどという説明を受けているところであります。

小越委員　　そうしますと、県内の木材、県内の林業のためにというよりも、外から来るほうが多いわけですね。外から、関東近県とありますと、一つ心配している

のは、東北のほうの放射能のあの話です。東京の江戸川区ぐらいのところまで来ているんじゃないかという話も出ていますし、キノコの関係で言いますと富士北麓もありますけれども、そのところは入ってくるんですか。入ってこないんですか。そこは誰がチェックして、確認できるんですか。

桐林林業振興課長 この木材調達と言いますか、燃料調達につきましては、再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFIT制度でしておりますので、発電利用に関する木材はいわゆる調達先の証明が出てきますので、その点におきまして、FIT制度におきましての証明というふうになるかと思われまます。以上であります。

小越委員 ということは、その制度によって、東北のほうの放射能の心配なようなところは入ってこないというふうに確認できる、絶対入ってこないというふうになってよいのですね。

桐林林業振興課長 入ってくる、来ないというよりも、どこから来たのかということがわかるというのが、このFIT制度における証明というところであります。

小越委員 それともう一つ、この前、常任委員会でも県外のこのところを視察に行きましたけれども、もし足りなくなった場合は、この燃料調達で海外からのものも含めて燃やすということもあり得るんですか。

桐林林業振興課長 まだ何トンがどうということまでは聞いておりませんが、確かに足りないといえますと、いわゆる、今、海外調達でPKS、ヤシ殻なんですけど、そのようなものの調達ということも、もしかすると考えられるということも聞いておりますので、この点につきましては、実際、動く中で考えられるということだと思っております。

小越委員 もう一つ、焼却した後の灰です。灰は売るのでしょうか。それとも、焼却場に埋設するのか、灰について、どのようにこれからされるんでしょうか。

古屋大気水質保全課長 その灰のほうについては、今、どのようにやっていくか、こちらのほうに、計画の中では、一応、肥料とか、そういうことも考えるということで、具体的にどういうふうにするという決定までのところはやっていませんけれども、そういう形で再生利用、もしくは、だめな場合については、普通の廃棄物としての処理というようなことが計画の中では示されております。

小越委員 このことについて、県はどのように関与されていくんでしょうか。大月の問題というふうにするのではなくて、この起工式には知事も議長も行っております。知事もバイオマスの発電に力を入れていこうというふうにしているわけですね。再生エネルギーをしよう。だけど、今、お話を聞いていますと、チップ工場は最初からつくるといことは聞いていない。県内は6万、外からが10万、そして、海外からも来るかもしれない、もしかすると放射能の汚染があるところも来るかもしれない。そして、それを燃やした灰は売られるかもしれない。再生可能エネルギーのためにあるのに、油を使った海外から物が来て、もしかすると危ないものが入ったものを焼却として肥料として売るということになると、ちょっと再生エネルギーですとか、環境とかバイオマス発電の趣旨と変わってきてしまって逆の方向に行ってしまう、もしかすると、つくって、ただ

のごみ焼却場になってしまう。もしかすると、木材じゃなくて建築廃材も入ってくるかもしれない。チップになってしまうと、目では全然わからなくなりますから。そうなりますと、県がこのことについてどういうふうに規制をかけ、どこにここの大月の大林組なのか、大月か、わかりませんが、この計画について、どのようにこれから指導したり、ここはチェックするとか、いや、ストップをかけるとか、その方法はあるんでしょうか。

桐林林業振興課長 そのようないろいろな心配ですとか、地元からの要望ですとか、そういったものを関係者全員で話し合うという形で、今年度4月に大月市の木質バイオマス持続的活用協議会といったような形で、私ども山梨県も入った中ではありますが、当然、大林組も入っておりますが、関係各位ときちっと話し合える場をつくりまして、その場をもちまして、私どもも助言支援をしていきたいと考えております。以上であります。

小越委員 助言というのはどういう方向で助言するのか。木質チップ工場もなく、どこかから来るかもわからない、それをただ燃やして燃料にするとなりますと、その森林の林業再生にもちょっと疑問になる。そこにチップ工場もないし、どこかから持ってくれば燃やしてやるよとなりますと、木材関係者にとってみて、これはほんとうに木材の振興になるのか。と同時に、環境のことから含めてほんとうにいいのか。

そこも含めて話し合い、どういう方法にやるべきかという考え方を県が持っていないと、県がせっかくバイオマス発電だ、エネルギー再生だ、自然エネルギーだとやっているのが、結果、ふたをあけてみたら逆のところに行くようなことになったら、ほんとうにこれはマイナスの政策になってしまうんです。どういうふうに県が考えているのか、ここでちゃんとしておかないと、大林組さん、僕は知りませんとなって、どんどん自分のところでエネルギーでもうけているだけになってしまったら、ほんとうにそこに住んでいる方々の単なる焼却場、迷惑施設になっちゃうわけです。そうじゃなくて、環境にどういうふうにやるのかということをしつかりと県が考えを持っていかないと、これは逆の方向になってしまうおそれがあると思うんですけれども、そこを確認したいので、どういうふうにかかわる、どういうふうに県は考えているのか、示してください。

桐林林業振興課長 まず、木質チップ工場につきましては、県内では幾つかありまして、当然、そういったところを今回の大月バイオマスに関しまして、いわゆる価格と取引が成立すれば、それはそれでチップを供給するという形になるかと思えます。

現在、大月市の関係者におきまして、大月市内に木質チップ加工工場を設立したいといったような話もあるところです。我々としても、そのような関係者におきまして、一致する、またどのような計画がいいかといったようなところ、私どもも相談を受けながら、助言をしていきたいと思っております。

白壁委員 指導できるような方向に行かなきゃだめだよ。何が入っているか、わからない。

桐林林業振興課長 そういったような形で、今、関係者と、また大林組に関しまして、先ほど言いましたように、こういった協議会の場におきまして、県としてもさまざまな指導助言を行っていききたいというふうに考えております。

小越委員

調整するとか話し合う場を持つとかじゃなくて、県はこうするべきだと、県のこれからの政策で、バイオマス発電をどうするのか、林業振興をどうするのか、だからこうしてくれ、だからこれはだめだとか、そういうふうにしていかないと、ただバイオマス発電所をつくりました、よかったですじゃ逆になっちゃうんです。木質チップ工場、甲斐市とかいろいろあります。でも、そこから大月まで運んでくる輸送代、どうするのか、逆にそのほうが足が出ちゃう。そのことを含めて、どういうふうに政策をつくるかと考えて、こういうふうに話し合いを持っていきますじゃなくて、県がこのバイオマス発電でどういう考えを持っているのか、林業振興をどうするのかというふうにしっかり方針を出していかないと、全く逆のことになってしまう恐れがあると私は言っているので、どういう指導なのか。指導の中身を言ってもらいたいです。

桐林林業振興課長 私どもも、やはりこれは一つ地元関係者ともども、一緒に考えていかなければいけないと思っていますので、その地元関係者の話し合いの場を持ちまして、我々としても、先ほど言いましたように、さまざま、具体的には大林組に、このような形でどうかとか、そのような関係者の一致した要望があれば一緒になって要望していく、そのような形をとっていきたいと思っています。全体的な形で申し上げれば、当然、私ども、やはり木質バイオマスをきちんと県民への利用を周知するような形でぜひやっていきたいというふうには、当然、考えているところであります。また、このような、特に大きな発電施設等に関しましては、先ほどから出ていますように、燃料等の調達に関しましても、地元関係者についてもさまざまな意見があるところでありますので、繰り返しになりますが、一致したところにおきまして、我々県としても一緒になって大林組に要望、また指導をしていきたいというふうに考えているところであります。

(森林環境税の成果の周知について)

山田（七）副委員長 質問させていただきます。森林環境税があまり県民の皆さんに周知されていないという中で、おおむね県民の理解が得られているということは、かなり県のほうも周知していただいているのかなと思います。これが個人500円、法人に均等割の5%増とで年間2億7,000万程度ということで、これにより、4,500ヘクタール程度、計画の86%の森林の整備というのが図られたんですけれども、やはりこの数値だけではちょっとよくわからないと思うんですね。いかに県民の皆さんからもらった500円が、山梨の森林の保全に役立っているかというのを、やはり県民の皆さんに目で見てわかるような形だとか、例えば山梨県の地図の中で、今回はこの4,490ヘクタールが整備されましたよという形の中で、わかりやすくその辺を県民の皆さんに説明できるような取り組みが必要なんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺は今後の取り組みの中でどのように進めていけますか。

市川森林環境総務課長 税の周知を図るためには、県民の皆様実際に税金を使ってどんな事業をしているんだということを、よりわかりやすくお伝えすることが大事だと思っています。今回の本議会の知事の答弁にもございましたけれども、例えば実際、税を使って整備をしている森林、県民の目に触れるところに、これは税を使ってやったものですよということがわかるような形で表示をしていくとか、そういった具体的なことを、できることから手をつけていきたいと思っていますし、ホームページなどでも、実際、どういう場所を整備したというふうな情報を載せてはいるんですが、ちょっとわかりにくかったりもしますので、その辺はできるだけ目につきやすく、わかりやすい表示の仕方ですとか、そう

いったことを工夫していきたいと思っております。

山田（七）副委員長 この第二期計画で取り組む主な事業の中で、実施前と、光が入り明るさが向上したこの写真が、一応、対比はしてあるんですけども、実際問題、この森林がどこにあるのかというのは、これを見ただけではちょっとわかりづらいと思いますので、ぜひとも、今後、県民の皆さんにわかりやすいような周知の仕方で、こういうような活用をされているんだよというのがわかれば、税ですから、納得してという、積極的に払うということもないですけども、理解を得られるんじゃないかなと思いますので、ぜひとも、今後、そういう取り組みをお願いいたします。

市川森林環境総務課長 森林環境税は身近な税であるということを県民の皆様にもわかっていただけるように、具体的な地名を表示できるものは表示をしていくという形で、周知を図っていききたいと思っております。

山田（七）副委員長 よろしく申し上げます。

小越委員 確認させてください。済みません。この税金の500円、それから法人の、全部で2億7,000万、この内訳で、個人は幾らで法人は幾らかというのがわかりますか。

市川森林環境総務課長 個人が大体2億1,000万、法人が6,000万を見込んでおります。

小越委員 法人はもっといただいてもいいような気がします。それと、もう一つ確認ですけれども、前のときに、第一期のときに、人件費と鳥獣防除費の上昇によって、計画の86%だったんですけども、今回は人件費の単価というかな、それは考慮されて、5年間ですから、これから上がっていくということを見通して計算されているのか、前と同じなのか、教えてください。

金子森林整備課長 人件費につきましては、過去5年間の平均値を使っておりますが、それぞれの事業の中において節約できる部分は節約をしながら人件費、もし上昇してもそれに対応していきたいと考えております。以上でございます。

白壁委員 神奈川県から3,000万円で5年間、合計すると1億5,000万円ぐらいなだけけれども、我々は川上で、林業というか、森林の育成をしたり、水源涵養をすることによって桂川も、相模原の流域の川下のほうの人たちがおいしい水も飲めるということは、神奈川県では40億円ぐらい同じように神奈川県民からもらっている。いずれにしてもそこその金をもらっている、集めている。だから、もっと我々のほうを整備することをしなければ、こんな少ないお金じゃだめなんだよね。だから、よくその辺を、神奈川のほうとも話をしながら、我々の地域の重要性というものを訴えて、潤沢なお金でといっても、もうやるところがないから少なくなっているのかね、なのかもしれないけれども、もっとしっかり整備をするような方向に持って行っていただきたいというふうに思いますのでぜひ、協議会もつくっていただきたい。どうでしょう、それだけ簡単に説明してください。

市川森林環境総務課長 神奈川県との間には、基本合意書ですとか協定などを結んで事業をしているわけなんですけれども、担当者との情報交換ですとか協議の場もありま

すので、そういったところで山梨県、こういった意見もあるということをお伝えして、今後、将来的に検討していきたいと思っております。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等決定は委員長に委任された。
- ・県内調査を11月8日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。
- ・8月23日から25日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県外調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

土木森林環境委員長 早川 浩